

令和 7 年度
子ども家庭課業務運営指針

令和 7 年 4 月
印西市

目次

第1章 印西市の概要と現状.....	4
1. 印西市の概要.....	4
2. 印西市の市民生活を表す指標.....	4
(1) 出生.....	4
(2) 死亡.....	4
(3) 転入.....	4
(4) 転出.....	5
(5) 婚姻.....	5
(6) 離婚.....	5
(7) 世帯当たり人員.....	5
(8) 平均年齢.....	5
3. 人口構造.....	6
(1) 年齢別人口（3区分人口、19歳までの人口詳細）.....	6
(2) 人口ピラミッド.....	6
4. 医療資源.....	7
(1) 市内医療機関数（令和7年4月現在）.....	7
(2) 助産所（令和7年4月現在）.....	7
(3) 市内歯科医療機関数（令和7年4月現在）.....	7
5. 印西市組織.....	7
(1) 子ども家庭課（こども家庭センター）.....	7
(2) 市組織および関係課との取組.....	9
第2章 事業の主な関連計画での位置付け.....	11
1. 市の関連計画の体系図.....	11
2. 総合計画.....	11
3. 印西市こども計画.....	12
4. 第3次健康いんざい21～健康増進計画・食育推進計画・歯と口腔の健口プラン～.....	12
第3章 事業概要.....	14
1. 予算事業概要.....	14
2. 詳細事業一覧.....	17
3. 重点目標.....	19
第4章 詳細事業別令和7年度運営指針.....	21
1. 児童相談係事業.....	
児童虐待防止.....	
ヤングケアラー支援体制強化事業.....	

児童相談係の所管する児童福祉事業につきましては、健康づくり推進協議会の審議対象外の事業となるため割愛させていただきます。

家庭児童相談.....	児童相談係の所管する児童福祉事業につきましては、健康づくり推進協議会の審議対象外の事業となるため割愛させていただきます。
親子関係形成支援事業.....	
子育て世帯訪問支援事業..	
母子生活支援施設及び助産	
2. 子ども包括支援係	28
妊娠届および母子健康手帳の交付	29
ぽこあぽこアンケートおよび面談ぽこあぽこ	30
妊婦のための支援給付	31
子育て応援ガイド.....	32
妊婦訪問妊婦訪問.....	33
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは助産師電話）	34
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	35
子育て短期支援事業.....	36
養育支援訪問事業.....	子ども包括支援係の所管する事業は母子保健事業と児童福祉事業に分かれており、以下の事業につきましては、健康づくり推進協議会の審議対象外の事業となるため割愛させていただきます。
子育てヘルプサービス事業	
産後ケア事業.....	
印西市助産師連絡会	
ケースワークその他相談に関すること（世帯調査・ワガ・ドアップ）	41
3. 母子保健係	42
1歳6か月児健康診査	43
3歳児健康診査	44
2歳児歯科健康診査.....	45
5歳児相談	46
専門職による事後指導	47
ころころ相談（乳児相談）	48
児童館等での相談事業（はぐくみ相談）	49
健康育児相談（来所、電話相談）	50
SNSを活用した妊娠子育て支援事業.....	51
思春期保健事業	52
プレコンセプションケア	53
プレママクラス・まんぼ★ぽあ.....	54
当事者グループ支援（多胎・口唇口蓋裂）	55
離乳食教室	56
おいでヨ！（集団での育児支援事業）	57
就学時健康診断歯科健康教育、就学時健康診断栄養健康教育	58
妊婦歯科健康診査.....	59

学校歯科保健指導.....	60
保育園・幼稚園等歯科健康教育.....	61
親子食育教室.....	62
出前講座・依頼教育.....	63
地区活動に関すること.....	64
災害時の助産対策.....	65
妊婦・乳児健康診査.....	66
産婦健康診査.....	67
新生児聴覚スクリーニング検査.....	68
1 か月児健康診査.....	69
多胎妊婦健康診査費用助成.....	70
低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成.....	71
不育症治療費助成事業.....	72
巻末1 印西市こども家庭センター憲章.....	73
巻末2 参考条例・規則・要綱等.....	79
○印西市こども家庭センター.....	
○児童福祉法施行細則.....	
○印西市子ども虐待防止対策協議会設置要綱.....	98
○印西市子育て世帯訪問支援事業実施要綱.....	104
○印西市子育てヘルプサービス事業実施規則.....	107
○印西市子育て短期支援事業実施規則.....	111
○印西市産後ケア事業実施要綱.....	115
○印西市妊婦のための支援給付事業実施要綱.....	119
○印西市妊婦健康診査実施要綱.....	122
○印西市乳児健康診査実施要綱.....	129
○印西市新生児聴覚スクリーニング検査事業実施要綱.....	135
○印西市産婦健康診査実施要綱.....	138
○印西市多胎妊婦健康診査費用助成実施要綱.....	141
○印西市不育症治療費等助成事業実施要綱.....	143
○印西市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業実施要綱.....	146
○印西市1 か月児健康診査実施要綱.....	148
○印西市歯と口腔(こうくう)の健康づくり推進条例(健康増進課所管).....	151
○印西市健康づくり推進協議会設置条例(健康増進課所管).....	154
○印西市保健専門部会設置要綱(健康増進課所管).....	156
巻末3 評価指標の説明.....	159

巻末2 参考条例・規則・要綱につきましては、資料のボリュームの都合上割愛させていただきます。

第1章 印西市の概要と現状

1. 印西市の概要

印西市は、東京都心から約40キロメートル、千葉市から約20キロメートル、成田国際空港から約15キロメートルに位置し、南東部を印旛沼、北西部を手賀沼、北部を利根川に囲まれ、標高20から30メートル程度の下総台地といわれる平坦な台地と、沼及び河川周辺の低地により構成されています。

平成22年3月23日に印西市・印旛村・本埜村が合併し、新しい印西市となりました。

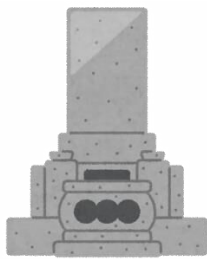
千葉ニュータウン地域は強固な地盤と質の高い都市基盤を背景に、住宅、企業及び大型商業施設が集積する一方で、良好な農地、里山などの豊かな自然、地域で受け継がれている伝統行事や歴史的建造物も各所に数多く残されており、自然と調和した都市環境、古くからの歴史と新しい文化の調和が市の特長です。

2. 印西市の市民生活を表す指標

(1) 出生

	年度	出生数(人)	出生数/日(人)
	令和5年度	887	2.42
	令和4年度	903	2.47
	令和3年度	905	2.47
	令和2年度	860	2.35
	令和元年度	856	2.34

(2) 死亡

	年度	死亡者数(人)	死亡者数/日(人)
	令和5年度	916	2.50
	令和4年度	923	2.53
	令和3年度	766	2.09
	令和2年度	789	2.16
	令和元年度	781	2.13

(3) 転入

	年度	転入者数(人)	転入者数/日(人)
	令和5年度	6114	16.70
	令和4年度	7371	20.19
	令和3年度	5519	15.08
	令和2年度	5981	16.34
	令和元年度	7424	20.28

(4) 転出

	年度	転出者数 (人)	転出者数/日 (人)
	令和5年度	5184	14.16
	令和4年度	5284	14.48
	令和3年度	3597	9.83
	令和2年度	3766	10.29
	令和元年度	5111	13.96

(5) 婚姻

	年度	婚姻件数 (件)	婚姻件数/日 (件)
	令和5年度	602	1.64
	令和4年度	631	1.73
	令和3年度	699	1.91
	令和2年度	713	1.95
	令和元年度	829	2.27

(6) 離婚

	年度	離婚件数 (件)	離婚件数/日 (件)
	令和5年度	217	0.59
	令和4年度	212	0.58
	令和3年度	197	0.54
	令和2年度	201	0.55
	令和元年度	229	0.63

(7) 世帯当たり人員

	年度	1世帯当たり人員 (人)
	令和5年度	2.6
	令和4年度	2.6
	令和3年度	2.6
	令和2年度	2.5
	令和元年度	2.5

(8) 平均年齢

	年度	平均年齢 (歳)
	令和5年度	44.1
	令和4年度	44.1
	令和3年度	44.0
	令和2年度	43.8
	令和元年度	43.8

出典:各年データいんざい

3. 人口構造

(1) 年齢別人口（3区分人口、19歳までの人口詳細）

令和7年4月1日人口（人）

年齢	男	女	合計
年少人口	9,969	9,626	19,595
(0-15歳)	18.0%	17.1%	17.5%
生産年齢人口	32,438	32,217	64,655
(16-64歳)	58.5%	57.1%	57.8%
高齢人口	13,000	14,545	27,545
(65歳以上)	23.5%	25.8%	24.6%
合計	55,407	56,388	111,795

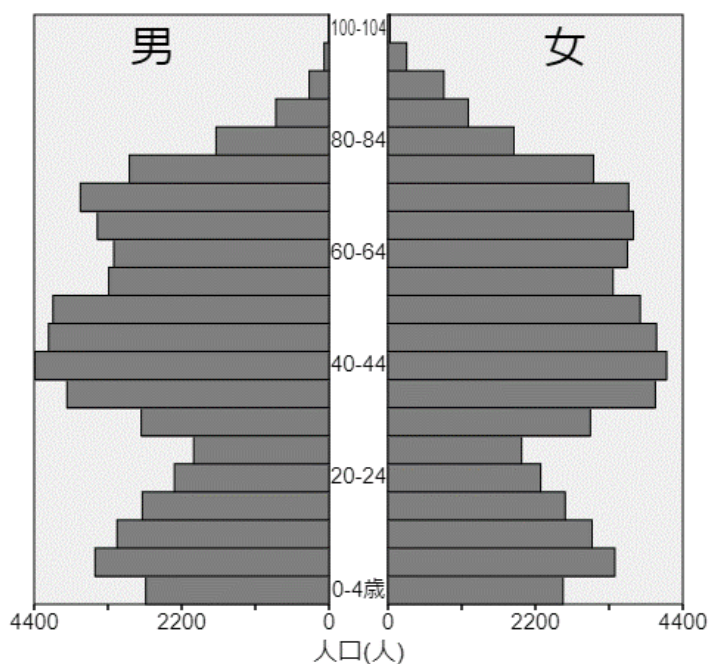
年齢	男	女	合計
0	405	404	809
1	505	509	1014
2	583	508	1091
3	585	604	1189
4	656	589	1245
0～4	2734	2614	5348
5	664	667	1331
6	688	709	1397
7	716	714	1430
8	751	654	1405
9	673	643	1316
5～9	3492	3387	6879
10	697	650	1347
11	648	599	1247
12	622	609	1231
13	580	608	1188
14	617	580	1197
10～14	3164	3046	6210
15	579	579	1158
16	580	536	1116
17	552	544	1096
18	526	490	1016
19	550	496	1046
15～19	2787	2645	5432

データ元：住民基本台帳

（健康増進課がDSKから提供されているデータを加工）

(2) 人口ピラミッド

人口ピラミッド（令和7年4月1日現在）



データ元：住民基本台帳

（健康増進課がDSKから提供されているデータを人口ピラミッド作成サイト [谷謙二研究室](#)（埼玉大学教育学部人文地理学）で加工）

4. 医療資源

(1) 市内医療機関数（令和7年4月現在）

区分	合計数	小児科（再掲）	産婦人科（再掲）
病院	3	2	1
診療所	52	4	4
合計	55	6	5

(2) 助産所（令和7年4月現在）

1か所

(3) 市内歯科医療機関数（令和7年4月現在）

区分	合計数
病院	1
診療所	38
合計	39

5. 印西市組織

(1) 子ども家庭課（こども家庭センター）

① 施設概要

名称：コスモスパレット印西（中央駅前地域交流館）

住所：印西市中央南1-4-3

開設：令和7年4月1日（令和7年1月23日竣工）

所管部屋：パレットⅡ

2階 事務室（書庫、倉庫）、集団指導室、健診室、問診室、
収納室、診察室1.2、検査室1（視力・運動・発達）

検査室2（聴力）

待合スペース、相談室3.4.5、親子相談室

3階 プレイルーム

パレットⅠ

2階 調理準備室

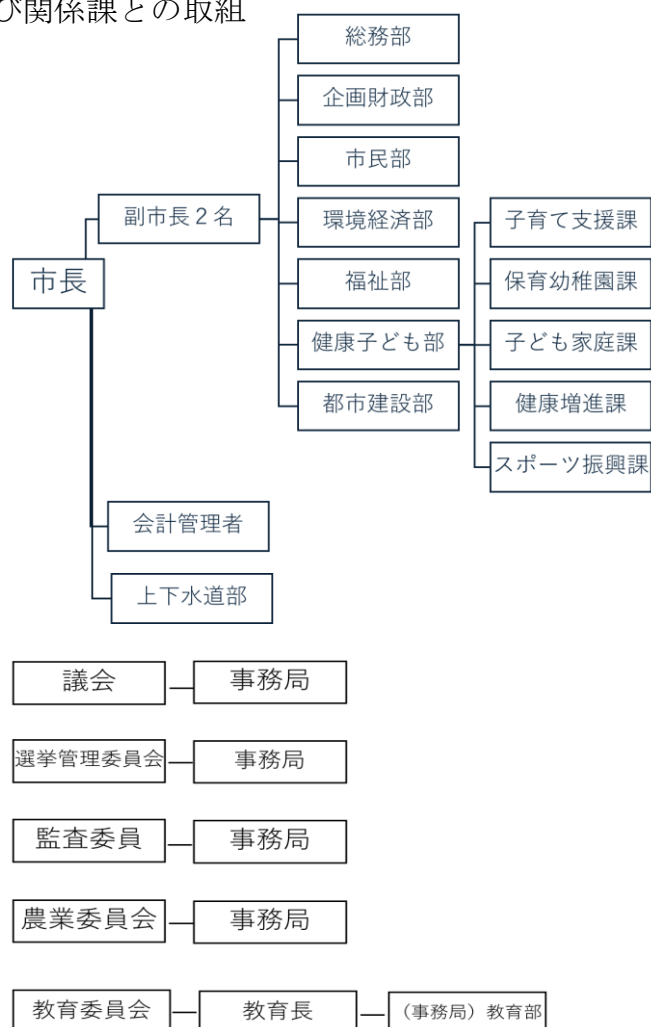
② 職員等の状況

(令和7年4月1日現在)

職種	課長	課長補佐 (統括支援員)	児童相談係		子ども包括支援係	
			正規・任期	会計年度	正規・任期	会計年度
一般事務			1		2	1
保健師		1	1		2	1
助産師					2	1
看護師						5
管理栄養士					1	
栄養士						
歯科衛生士						
理学療法士	1					
社会福祉士			2			
家庭相談員			2			
こども家庭 支援員			2			
合計	1	1	8		7	8
職種	母子保健係		課合計			
	正規・任期	会計年度	正規・任期	会計年度		
一般事務	1	2	4	3		
保健師	3 (育休1)	7	7 (育休1)	8		
助産師	1	2	3	3		
看護師	1	4	1	9		
管理栄養士	3	5	4	5		
栄養士		4		4		
歯科衛生士	3 (育休1)	4	3 (育休1)	4		
理学療法士			1			
社会福祉士			2			
家庭相談員			2			
こども家庭 支援員			2			
合計	12 (育休2)	28	29 (育休2)	36		

(2) 市組織および関係課との取組

① 組織図



② 主な関係課等との取組内容

課名	関係	取組内容
健康増進課	😊	生涯を通じた健康づくり、医療対策、感染症対策業務。母子保健との関連性・連続性が高い。
	🔵🔵	「第3次健康いんざい21～健康増進計画・食育推進計画・歯と口腔の健康プラン～」所管課。 印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。
子育て支援課	😊	こども医療費助成受給者券、未熟児医療費助成、児童手当、児童扶養手当等を所管。 子育てに困難を抱えるケースに受給券で利用できる訪問ステーションを紹介。
	🔵🔵	子育て支援の中核事務を担う。「いんざいこども計画」所管課。 ブックスタート事業の案内を乳児相談案内に同封。 印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。

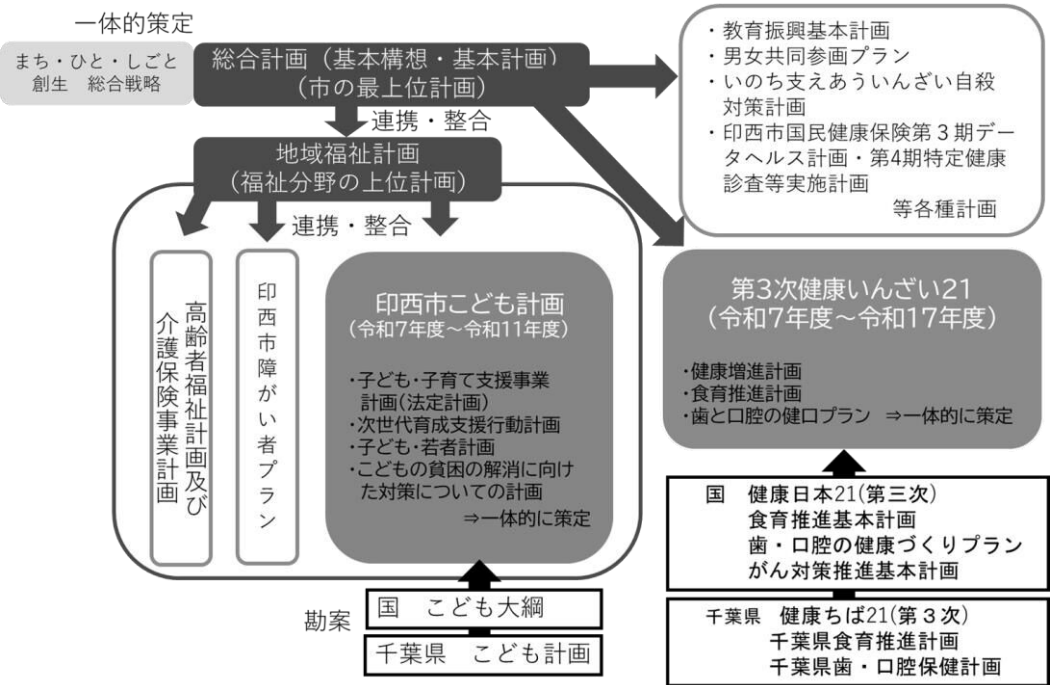
課名	関係	取組内容
子育て支援課	♥	DV 相談対応において、子どもがいる家庭では児童虐待も併せて関わる場合が多い。 コンシェルジュ、児童館等（4 館）とは定期的に情報交換等を行い、育児支援を行っている。
児童館、子育て支援センター	😊	市運営は 4 館。この他、指定管理者運営、民間保育所運営あり。
	♥	市運営 4 館及び総合福祉センターの計 5 か所で定期的に相談事業を実施。
保育幼稚園課	😊	保育園、幼稚園に関する事務を執り行っている。 対象者の情報確認や対応方法の調整を行うことが多い。
	⏪	医療的ケア児や支援を必要とする児の入園について支援している。入園決定後に園とのケース会議に出席することがある。理由不明の退園児がいた時に依頼により訪問を実施する。 印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。
	⏩	健康診査に来所せず、状況が不明な児がいる場合に所属等を照会することがある。
障がい福祉課	😊	発達障害、身体障害、精神障害関係事務を所管。相談支援事業所に関する情報把握。
	⏪	妊婦の駐車区画利用証の交付に協力。複雑化したケースの基幹型相談支援事業所への相談依頼について相談している。 印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。
子ども発達センター	😊	成長や発達に心配のある就学前のお子さんに相談・指導・療育を行っている。
	⏪	子ども発達センターにつながるまでのサポートや受給者証申請のための医療機関紹介、児に合う児童発達支援の提案をしている。 印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。
社会福祉課	😊	生活保護、民生委員、保護司関係事務を所管。地域福祉計画所管課。
	⏪	印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。
高齢者福祉課	⏪	印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。
指導課	😊	学校教育の指導方針の立案や指導助言、学校保健に関する事務を所管。
	♥	思春期保健について協力して実施している。
	⏪	5 課担当者会議に参加し、成長・発達に関する取組みを横断的に実施することへ協力。学校歯科保健での協力。 印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。
生涯学習課	😊	出前講座、家庭教育学級、青少年健全育成に関すること、放課後子ども教室、学童クラブに関することを所管。

関係欄記号の意味

- 😊 : 子ども家庭課と関係が深い業務の説明 ⏪ : 子ども家庭課から関係課への協力
 ⏩ : 関係課から子ども家庭課への協力
 ♥ : 子ども家庭課と関係課が協同して実施していること

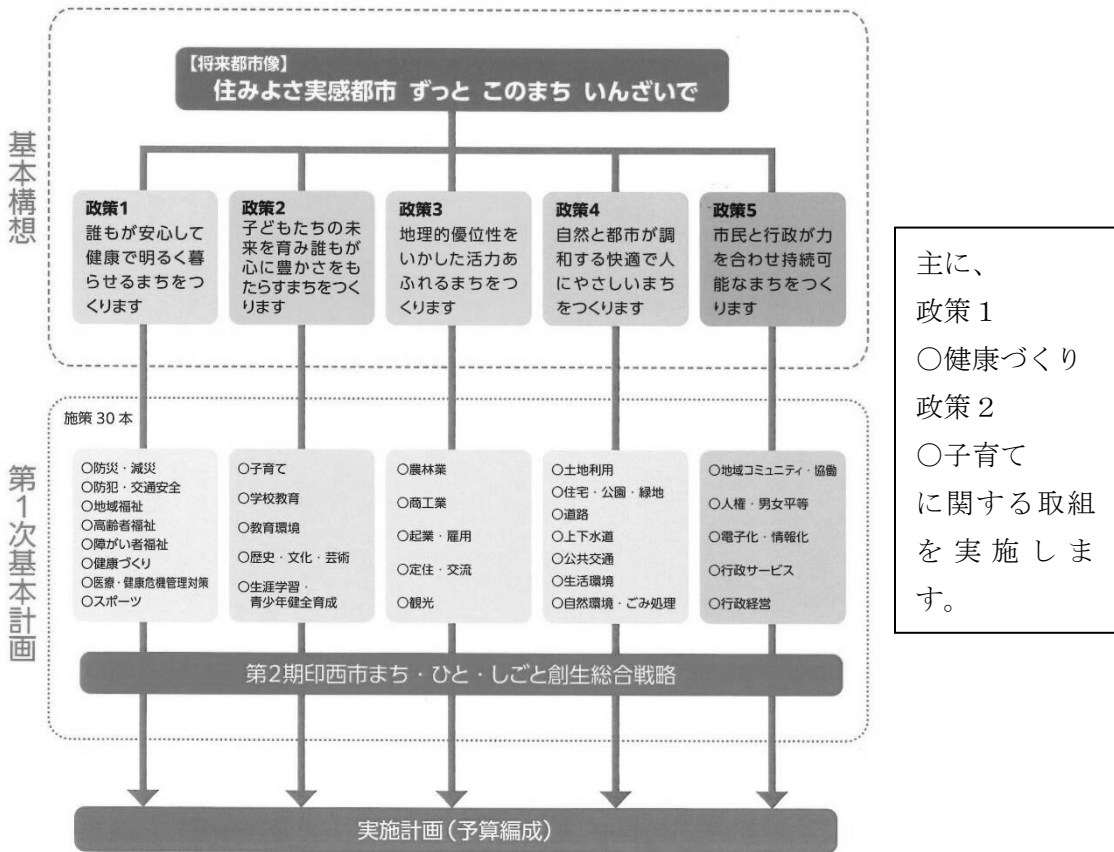
第2章 事業の主な関連計画での位置付け

1. 市の関連計画の体系図



2. 総合計画

計画期間 令和3年度～令和12年度



3. 印西市こども計画

計画期間	令和7年度～令和11年度
関係法令	子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、こども基本法（こども大綱を勘案）、子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

基本理念	未来をともに創る すべてのこどもが健やかに幸せに育つまち いんざい
施策の体系	

※網掛部の施策の展開に子ども家庭課事業が位置づけられています。

分野	基本目標	施策の展開
① ライフステージ別の支援	1 成長に応じて切れ目なく支援する	1 こどもの誕生前から幼児期
		2 学童期・思春期・青年期
② ライフステージを通じた支援	2 すべてのこどもの幸せな成長を支援する	1 多様な遊び・体験、活躍できる機会づくり
		2 困難な状況にあるこどもや家庭への支援
		3 こどもの権利を守る取り組み
		4 こどもの安全を守る取り組み
③ 子育て当事者にやさしい社会	3 こどもの育ちを社会全体で支える	1 子育て・教育に関する経済的負担の軽減
		2 地域子育て支援と家庭教育支援
		3 共働き、共育での推進とひとり親家庭への支援
④ 子ども・子育て環境の整備	4 安心して子育てできる環境をつくる	1 教育・保育の提供区域と提供施設
		2 教育・保育の量の見込みと確保対策
		3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制
		4 その他の基本的な取り組み

4. 第3次健康いんざい21～健康増進計画・食育推進計画・歯と口腔の健口プラン～

計画期間	令和7年度～令和18年度
関係法令	健康増進法、食育基本法、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）（歯・口腔の健康づくりプラン）

基本理念	めざす健康 大切な食 よい歯いきいき みんなが笑顔
------	---------------------------

施策体系

※全ての分野において、妊産婦、乳幼児期を中心に取り組みます。

計画	分野	施策の方向性
健康増進計画	1 身体活動・運動	1-1 日常生活における身体活動の促進
		1-2 運動の習慣化
	2 たばこ・アルコール	2-1 禁煙・受動喫煙防止
		2-2 適正な飲酒
	3 こころの健康	3-1 こころの健康づくり
		3-2 睡眠の質の向上
	4 健康管理と生活習慣病予防	4-1 定期的な健康チェック
		4-2 生活習慣の改善
食育推進計画	5 健康づくりと地域のつながり	5-1 自然に健康になれる環境づくり
		5-2 人や地域、関係者の結びつきの強化（ソーシャルキャピタル）
	6 健康的な食生活	6-1 規則正しく栄養バランスのよい食事の実践
	7 野菜の摂取	7-1 野菜摂取の促進
		7-2 地産地消の推進
	8 豊かな食生活	8-1 食を大切にする心の育成
		8-2 食育推進体制の強化
歯と口腔の健康プラン	9 むし歯と歯周疾患	9-1 むし歯、歯周疾患の予防
	10 口腔機能	10-1 口腔機能の維持

第3章 事業概要

1. 予算事業概要

03 民生費 03 児童福祉費 01 児童福祉総務費

【子育てヘルプサービス事業】（子ども包括支援係）

一時的に家事、育児等の支援が必要な世帯に、ホームヘルパーを派遣することにより、保護者と児童等の生活の安定を図りゆとりある子育てを支援する。

特定財源：子育てヘルプサービス利用者負担金（1時間当たり600円）

※生活保護世帯減免措置あり。

【子育て短期支援事業に要する経費】（子ども包括支援係）

保護者の疾病等の理由により、家庭において一時的に養育が困難となった場合等に、施設又は里親において養育を行うことにより、児童及び家庭の福祉の向上を図る。

特定財源：児童福祉費補助金（国・県各1/3）

子ども・子育て支援交付金

子育て短期支援利用者負担金（委託料の1/2）

※生活保護世帯・非課税世帯減免措置あり。

【子ども家庭総合支援拠点事業】（児童相談係）

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、相談対応、調査、訪問等による継続的な相談援助を行う。

子育て家庭の不安や悩みの解消に向け、相談体制の整備充実に努める。

児童虐待防止の啓発及び関係機関との連携による早期発見・早期対応に努める。

特定財源：児童福祉費補助金（国2/3・県1/6、国1/3・県1/3）

子ども・子育て支援交付金

【子育て世帯訪問支援事業に要する経費】（児童相談係）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯の居宅を、家事等の支援を実施する者（訪問支援員）が訪問し、家事・子育て等の支援を実施する。

特定財源：児童福祉費補助金（国1/3・県1/3）

子ども・子育て支援交付金

【産後ケア事業に要する経費】（子ども包括支援係）

産後ケアを必要とする産婦及びその乳児に対して、休養の機会を提供し、出産後の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、育児支援等の必要な支援を実施することにより、安心して子育てができる支援体制を確保する。

特定財源：児童福祉費補助金（国 1/2・県 1/4）

子ども・子育て支援交付金

【こども家庭センター事務に要する経費】（子ども包括支援係）

こども家庭センターの運用に係る諸経費。令和7年度より子ども家庭課が千葉ニュータウンの複合施設へ移設することに伴い、消耗品費等の諸経費が発生するもの。

特定財源：学生実習に係る費用

【母子生活支援施設及び助産施設入所に要する経費】（児童相談係）

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子の、監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合に、これらの者を母子生活支援施設において保護する。

妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合に、助産施設において助産を行う。

特定財源：①児童福祉費負担金（国 1/2・県 1/4）

母子生活支援施設等入所費負担金

②児童福祉費負担金

母子生活支援施設等入所者負担金

04 衛生費 01 保健衛生費 03 母子衛生費

【妊婦等包括支援事業】（子ども包括支援係）

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう伴走型支援を充実し、多様なニーズに即した必要な支援を実施する。

特定財源：児童福祉費補助金（国・県各 1/3）

子ども・子育て支援交付金

妊婦のための支援交付金（国 1/10）

妊婦のための支援交付金

【母子保健事業】（母子保健係）

母子保健法に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健事業を実施する。

特定財源：母子保健衛生費補助金（国 1/2）

母子保健医療対策総合支援事業補助金
事業参加者負担金

【不妊治療費助成事業】（母子保健係）

不育症のために不育症治療等を受けた夫婦に対し、医療保険適用外の不育症治療にかかる検査費及び治療費の一部を助成することにより、当該夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする

特定財源：なし

【こども子育て歯科保健事業】（母子保健係）

主に妊産婦、乳幼児、就学前までの子供と保護者を対象とした歯科保健事業を実施することにより、市民が健康で質の高い生活を営む基盤となる生涯を通じた歯科保健の実現を図る。

特定財源：なし

2. 詳細事業一覧

児童相談係

係	事務分掌	予算事業	詳細事業
児童相談係	児童虐待防止及び家庭児童相談に関する事	子ども家庭総合支援拠点事業	児童虐待防止
			ヤングケアラー支援体制強化事業
			家庭児童相談
			親子関係形成支援事業
	子育て世帯訪問支援に関する事	子育て世帯訪問支援事業に要する経費	子育て世帯訪問支援事業
	母子生活支援施設及び助産施設への入所に関する事	母子生活支援施設及び助産施設入所に要する経費	母子生活支援施設及び助産施設入所事業

子ども包括支援係

係	事務分掌	予算事業	詳細事業
子ども包括支援係	伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的事業に関する事	妊産婦等包括支援事業	妊娠届および母子健康手帳の交付
			妊婦のための支援給付
			ぽこあぽこアンケート及び面談ぽこあぽこ
			子育て応援ガイド
			妊婦訪問
			乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは助産師電話)
			乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)
			養育支援訪問事業
	子育て短期支援事業に関する事	子育て短期支援事業に要する経費	子育て短期支援事業
	その他包括的な支援に関する事	子育てヘルプサービス事業	子育てヘルプサービス事業
		産後ケア事業に要する経費	産後ケア事業
		子ども家庭センター事業に要する経費	印西市助産師連絡会 ケースワークその他相談に関する事(他課調整・サポートプラン)

母子保健係

係	事務分掌	予算事業	詳細事業	
母子保健係	母子の健康診査に関する こと	母子保健事業 ※2歳児歯科健康診査 についてはこども子育 て歯科保健事業	1歳6か月健康診査	
	母子の保健指導に関する こと		3歳児健康診査	
			2歳児歯科健康診査	
	母子の健康相談に関する こと		5歳児相談	
			専門職による事後指導	
			こころ相談(乳児相談)	
	母子の健康教育に関する こと		児童館等での相談事業(はぐくみ相談)	
			健康育児相談(来所、電話相談)	
			SNSを活用した妊娠子育て支援事業	
			思春期保健事業	
			プレコンセプションケア	
			プレマクラス・まんぼ★ぼあ	
			当事者グループ支援(多胎・口唇口蓋裂)	
	母子の歯科口腔に関する こと	離乳食教室		
		おいでヨ！(集団での育児支援事業)		
		就学時健康診断歯科健康教育、就学時健康診断栄養健康教育		
	母子の食育推進に関する こと	こども子育て 歯科 保健事業	妊婦歯科健康診査	
			学校歯科保健指導	
			保育園等歯科健康教育	
		母子の食育推進に関する こと	親子食育教室	
出前講座・依頼教育(依頼教育は母子の健康教育に関することにも該当)				
地区活動に関すること (地区診断に基づく地区活動や 担当地区の個別支援)			中央駅前児童館、そうふけ児童館、滝野子育て支援センター、い んば児童館、子どもふれあいセンター(総合福祉センター内)の5 エリアでの地区活動	
			その他母子保健に関する こと	母子保健事業
				災害時の助産対策
妊婦・乳児健康診査				
産婦健康診査				
新生児聴覚スクリーニング検査				
1か月児健康診査				
多胎妊婦健康診査費用助成				
低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成				
	不育症治療費助成事業	不育症治療費助成事業		

3. 重点目標

令和7年度については、以下の点を重点目標として取り組む。

(1) 災害時保健活動（周産期中心）訓練の実施【新規】

令和6年1月に、「みらいウィメンズクリニック」及び「千葉県助産師会」と災害時等の助産協定を締結した。これを契機として、実際の発災時に支援の手がスムーズに届く体制を構築するため、関係者の合同訓練を実施することにし、第1回目として、妊産婦・新生児対応を中心とした訓練を行う。

(2) ヤングケアラー支援体制強化事業【新規】

市町村において、支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるために、記名式など個人が把握できる方法による実態調査を定期的（少なくとも年に1回程度）行うことが重要と示されているため、実態調査を定期的に実施する体制を整備する。

(3) 産後ケア事業の体制強化【変更】

より利用が拡大するよう（月齢の高い児についての利用含め）体制を強化するため、現状の調査を行ない、必要があれば、産後ケア施設改修費等支援事業や次世代育成支援対策施設整備交付金の利用について検討する。

産後ケア事業の内容の充実を図るため、委託料を含め、4か月児以降の児や多胎児の受入れについての加算状況及びキャンセル料の扱い等について近隣自治体の状況を把握し、今後の運営について検討する。

(4) プレコンセプションケア事業【新規】

若いうちから男女ともに将来の妊娠等も意識し、自分の心身の健康管理を行えるようにすることで、将来の健康を増進するとともに、望む人には妊娠・出産への適切な準備が出来るようになることを目的に妊娠も含めた健康に関する正しい知識の普及に努める。

【思春期保健】

・全体への教育メニューはあるが、早熟な児童生徒対策が担任、養護教諭の対応になっており、あるべき姿が検討されていない。これに対応するため、令和8年度から、学校と母子保健の合同研修（講話、意見交換会）を実施する方向で令和6年度に指導課と協議をしたため、具体的な方法、予算化を行う。

【妊娠に向けた健康教育】

・望まれる妊娠や良好な胎内環境を整え妊娠に備えるために必要な事柄などを周知する方法（内容、周知方法など）を検討する。

【不妊に悩む夫婦への対応】

- ・相談体制の整備

（５） 妊婦健康診査事業【新規】

妊婦健康診査では、妊娠中の母体と赤ちゃんの健康状態を確認し、病気の早期発見や発育の異常を把握することを目的に、１４回分の受診券を配布しているが、医師の判断により、契約検査項目以外の検査を実施しているため、受診券を使用しても自費で支払う部分が出ている。

このことについて、母子保健専門部会の委員より、「昨今、経済的に困窮している妊婦が増えており、安心安全な出産のためにも、妊婦健康診査を確実に受けられる体制づくりを考えていく必要がある。出産応援給付金では他のことにお金を使ってしまう人がいるため、検査費用限定の助成が必要ではないか」との意見があり、また、議会一般質問においても公費負担の拡充を求める声があるため、現状把握、他市町村の取り組みの調査を行い、妊婦健康診査の内容として、「①安全な妊娠・出産に欠くことのできない検査」「②妊娠の過程を知ることで母性父性を育み、安心して妊娠期を過ごすための検査」「③医療機関等が出産場所として選定してもらえるよう付加価値をつけるために実施している検査」に分け、②にあたるもので公費負担が適当な検査についての検討を開始する。

2. 子ども包括支援係

妊娠届および母子健康手帳の交付

ぽこあぽこアンケートおよび面談ぽこあぽこ

妊婦のための支援給付

子育て応援ガイド

妊婦訪問

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは助産師電話）

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

子育て短期支援事業

養育支援訪問事業

子育てヘルプサービス事業

産後ケア事業

印西市助産師連絡会

ケースワークその他相談に関すること（他課調整・サポートプラン）

事業名	妊娠届および母子健康手帳の交付					
目的	母子保健法第 1 5 条の規定により、妊娠を届け出た方を的確に把握し、これによって、同法第 1 6 条の規定により、母子健康手帳を交付し、必要な保健指導や健康診査を行い、母子保健の正しい知識の周知を徹底させる。 母子健康手帳を交付することにより、妊娠、出産、育児に関する記録を一貫して行い、保健指導の基礎資料とする。					
法令等根拠	母子保健法第 1 5 条、 1 6 条					
対象者	妊娠届出提出者	年間想定 人数	8 0 0 人			
会場	コスモスパレット パレットⅡ	期間・回数	通年			
スタッフ	保健師、助産師、看護師					
実施方法 ・ 内容	・ 妊娠届出の受理、母子健康手帳の交付、妊娠・出産・育児に関する情報提供 ・ 保健指導と健康教育					
評価視点	ストラクチャー (構造)	・ スタッフの確保 ・ 面談技術の向上	プロセス (過程)	・ 計画に沿った事業の進行		
	アウトプット (事業実施量)	・ 妊娠届出者数 ・ 面談実施数	アウトカム (成果)	・ 周産期に必要な情報を 得ることができる		
前年度からの 改善点	市内 3 か所での妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付をコスモスパレット 1 か所に集約することで、スタッフの人員確保や情報共有が早期にできるため、必要な情報の提供と早い段階での保健指導の介入が可能となる。					
実績概要と推移						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
届出数 (件)	794	851	824	861	803	804
初妊婦 (人)	238	292	249	259	289	316
初妊婦割合 (%)	29. 9	34. 3	30. 2	30	35. 9	39. 3
19歳以下初産 数 (人)	6	4	4	3	4	2
40歳以上初産 数 (人)	44	46	58	50	40	48

事業名	ぽこあぽこアンケート及び面談ぽこあぽこ					
目的	核家族化が進み地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくないことから、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を効果的に組み合わせで行う。					
法令等根拠	児童福祉法第6条の3第22項					
対象者	令和7年6月1日～令和8年5月31日に 出産予定の妊婦	年間想定 人数	1,100人			
会場	コスモスパレット パレットⅡ 児童館、子育て支援センター	期間・回数	アンケート送付：月1回 面談：随時			
スタッフ	助産師、保健師、保育士					
実施方法 ・内容	妊娠7～8か月頃にぽこあぽこアンケートを送付し、希望者は助産師や保健師等と面談を実施。また、市が支援を必要と判断した者については、面談や電話相談等を実施。相談内容により、子育て支援課と連携して児童館・子育て支援センター・子育てルームにて保育士等による面談を実施。					
評価視点	ストラクチャー (構造)	・スタッフの確保 ・資質向上	プロセス (過程)	・計画に沿った事業の進行		
	アウトプット (事業実施量)	・アンケート回答率 ・支援実施率	アウトカム (成果)	・相談先を知ることができる（支援実施率）		
前年度からの 改善点	出産・子育て応援交付金事業として実施していた伴走型相談支援事業が、児童福祉法に基づく妊婦等包括相談支援事業として制度化された。					
実績概要と推移						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
アンケート 送付者数(人)	—	—	—	—	897	708
アンケート 回答者数(人)	—	—	—	—	754	613
アンケート 回答率 (%)	—	—	—	—	84.1	86.5
支援実施者数 (人)※1	—	—	—	—	181	152
支援実施率 (%) ※2	—	—	—	—	85.8	89.9

※1…アンケート回答者のうち相談（面談、電話）を実施した者

※2…アンケート回答結果にて支援方針が面談または電話の者のうち、相談（面談、電話）を実施した者の割合

事業名	妊婦のための支援給付					
目的	妊娠届出時の面談実施後に5万円（1回目）、乳児家庭全戸訪問での面談実施後に5万円（2回目）を支給し、妊娠期から出産期における経済的負担の軽減を図る。					
法令等根拠	子ども・子育て支援法第10条の2及び第10条の8					
対象者	○妊婦のための支援給付（1回目） （妊婦一人につき5万円） 令和7年4月1日以降市に妊娠届出書を提出した人又は他市区町村で母子手帳を交付されたのち転入された人。 ○妊婦のための支援給付（2回目） （妊娠していた胎児一人につき5万円） 令和7年4月1日以降に出産（流産・死産を含む）をした人。		年間想定人数		妊婦のための支援給付（1回目） 1, 100人 妊婦のための支援給付（2回目） 1, 100人	
会場	—		期間・回数		通年	
スタッフ	事務職員					
実施方法・内容	妊娠届出時の面談実施後に5万円（1回目）、乳児家庭全戸訪問での面談実施後に5万円（2回目）を支給し、妊娠期から出産期における経済的負担の軽減を図る。					
評価視点	ストラクチャー（構造）	・RPA, AI-OCRの導入		プロセス（過程）	・事業を通した個別通知	
	アウトプット（事業実施量）	・対象者全員への給付 ・支払い実績		アウトカム（成果）	・希望者は給付を受けることができる	
前年度からの改善点	令和6年度までの出産・子育て応援給付金が子ども子育て支援法において制度化され、妊婦のための支援給付に引き継がれる。2回目の給付対象に、流産・死産した人も含まれるようになり、出産予定日の8週間前からの早期支給も可能となる。					
実績概要と推移						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
妊婦のための支援給付（1回目）	—	—	—	—	—	—
妊婦のための支援給付（2回目）	—	—	—	—	—	—

事業名	子育て応援ガイド					
目的	印西市において、妊産婦や子育て家庭が安心して、出産や子育てができるように支援していくための伴走型の相談支援と経済的支援を掲載し、一体型のガイドブックを通して様々なニーズに対応していく。					
法令等根拠	－					
対象者	妊産婦および養育者			年間想定 人数	2，０００人	
会場	－			期間・回数	随時	
スタッフ	助産師・保健師・（管理）栄養士・歯科衛生士・保育士					
活用方法等	母子健康手帳交付時及びこんにちは赤ちゃん訪問時のセルフプラン作成時利用。 児童館、子育て支援センター、子育て支援課、子ども家庭課等窓口にて配付。					
評価視点	ストラクチャー （構造）	・需要に応じた資料の配布		プロセス （過程）	・面談等を通じた配布	
	アウトプット （事業実施量）	・配布数の実績		アウトカム （成果）	・配布数の実績	
前年度からの 改善点	活用しやすいよう冊子形式に変更し、名称も「いんざい子育てプラン」から「いんざい 子育て応援ガイド」に変更した。					
実績概要と推移（単位：部）						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
配布数	—	—	—	—	2, 500	2, 500

事業名	妊婦訪問					
目的	妊娠届出面接などの結果や医療機関などからの情報提供により把握した特定妊婦や養育支援が必要な家庭に対し、助産師または保健師が必要な助言や支援を行い、虐待予防の視点で母子共に安全な出産につなぐ。					
法令等根拠	児童福祉法第6条					
対象者	特定妊婦、社会的ハイリスク妊婦、その他支援を希望する妊婦		年間想定人数	15人		
会場	各家庭		期間・回数	特定妊婦選定会議 年12回 支援希望者へは随時		
スタッフ	保健師、助産師					
実施方法・内容	妊婦の家庭状況や産後の養育についての確認、必要な支援 特定妊婦選定会議の開催					
評価視点	ストラクチャー (構造)	・スタッフの確保 ・関係機関との連携	プロセス (過程)	・特定妊婦選定会議の開催 ・子ども家庭課内の情報の共有と連携		
	アウトプット (事業実施量)	・特定妊婦とハイリスク妊婦への支援内容、回数	アウトカム (成果)	・虐待予防		
前年度からの改善点	定例の特定妊婦選定会議の他に、係内での検討や児童相談係との合同会議で支援方針の検討を図る。					
実績概要と推移						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
特定妊婦・要フォロー妊婦(人)	—	—	—	—	—	9
特定妊婦選定会議回数(回)	—	—	—	—	—	12
フォロー件数(件)	—	—	—	—	—	9

事業名	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは助産師電話）					
目的	こんにちは赤ちゃん訪問が円滑に行われるための前段階的伴走支援役割として、生後4か月までの新生児や乳児のいる全ての産婦や養育者に電話相談をすることにより、産婦の妊娠期から分娩期の状況、産婦の心身の状況、産婦や養育者の育児状況、新生児や乳児の哺乳状況などの把握や助言を行う。また、子育て応援給付金の案内も行う。（令和5年3月から給付金案内開始）					
法令等根拠	母子保健法第11条、児童福祉法第6条					
対象者	生後4か月までの児を持つ産婦及び養育者		年間想定人数	1,800人		
会場	コスモスパレット パレットⅡ		期間・回数	期間：出生後1週間～最長4か月まで 回数：1回/産婦（つながるまで）		
スタッフ	助産師(直営及び委託)					
実施方法・内容	産婦の妊娠期から分娩期の状況、心身の状態、授乳状況、産婦や養育者の育児状況、その他育児相談、保健指導 新生児・乳児の哺乳状況、排尿排便状況の把握					
評価視点	ストラクチャー（構造）	・スタッフの確保 ・資質向上	プロセス（過程）	・出生状況に合わせた事業の進行		
	アウトプット（事業実施量）	・電話相談の実施者数	アウトカム（成果）	・心配や不安を相談できる場を知る ・スムーズに赤ちゃん訪問を受けることができる		
前年度からの改善点	電話の拠点が1か所になり、情報の集約がより早くなることで早期対応ができる。					
実績概要と推移						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
産婦(人)	—	—	—	—	868	785
(内延人員)	—	—	—	—	900	802
新生児・乳児(人)	—	—	—	—	879	794
(内延人員)	—	—	—	—	911	811
電話相談(延人員)	—	—	—	—	1,811	1,613

*R5年度より事業化

事業名	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）					
目的	母子保健法第 1 1 条に規定される新生児の訪問指導並びに児童福祉法第 6 条に規定される乳児家庭全戸訪問事業として、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う。					
法令等根拠	母子保健法第 1 1 条、児童福祉法第 6 条					
対象者	生後 4 か月までの新生児、乳児、産婦及び養育者		年間想定人数	8 5 0 人		
会場	各家庭		期間・回数	期間：こんにちは助産師電話後～生後 4 か月位まで 回数：1 回（必要に応じ再訪問）		
スタッフ	助産師・保健師(直営及び委託)					
実施方法・内容	児の身体計測や発育発達の確認、産婦の健康状態の確認、その他育児相談、保健指導					
評価視点	ストラクチャー（構造）	・スタッフの確保・資質向上		プロセス（過程）	・要領に沿った事業の進行	
	アウトプット（事業実施量）	・訪問実施数 ・訪問実施率		アウトカム（成果）	・安心して養育できる ・子育て情報を得られる	
前年度からの改善点	訪問時の記録票について、より状況に合わせた内容が記載できるよう変更した。					
実績概要と推移（単位：人）						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
出生数	874	860	900	913	872	790

3. 母子保健係

1 歳 6 か月児健康診査

3 歳児健康診査

2 歳児歯科健康診査

5 歳児相談

専門職による事後指導

ころころ相談（乳児相談）

児童館等での相談事業（はぐくみ相談）

健康育児相談（来所、電話相談）

S N S を活用した妊娠子育て支援事業

思春期保健事業

プレコンセプションケア

プレママクラス・まんぼ★ぼあ

当事者グループ支援（多胎・口唇口蓋裂）

離乳食教室

おいでヨ！（集団での育児支援事業）

就学時健康診断歯科健康教育、就学時健康診断栄養健康教育

妊婦歯科健康診査

学校歯科保健指導

保育園・幼稚園等歯科健康教育

親子食育教室

出前講座・依頼教育

地区活動に関すること

災害時の助産対策

妊婦・乳児健康診査

産婦健康診査

新生児聴覚スクリーニング検査

1 か月児健康診査

多胎妊婦健康診査費用助成

低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成

不育症治療費助成事業

事業名	1 歳 6 か月児健康診査					
目的	・ 満 1 歳 6 か月を超え、満 2 歳に達しない幼児に対し健康診査を実施し、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等の障害を持った幼児を早期に発見し、適切な指導を行う。 ・ 生活習慣の確立、う蝕の予防、栄養、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。 ・ 虐待の予防及び早期発見に資する。					
法令等根拠	母子保健法第 1 2 条（法定健診）					
対象者	満 1 歳 6 か月を超え、満 2 歳に達しない幼児（満 1 歳 6 か月が対象になるように通知）			年間想定人数	1, 2 0 0 人	
会場	コスモスパレット パレットⅡ 委託歯科医療機関（歯科健診）			期間・回数	年間 4 8 回 通年	
スタッフ	小児科医師（報酬）、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、事務職（職員、会計年度任用職員）、歯科医療機関（委託）					
実施方法・内容	【集団健診】 事前カンファレンス、受付、身体計測（身長・体重）、内科診察（精密検査紹介状発行）、問診、相談（親子相談・生活相談・栄養相談・歯科相談）、事後カンファレンス 【個別健診（歯科健診のみ）】 健診、フッ化物歯面塗布（希望者）					
評価視点	ストラクチャー（構造）	・ 対象者に見合った実施回数の設定 ・ スタッフの確保、資質向上		プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行	
	アウトプット（事業実施量）	・ 健診実施率 ・ 歯科健診実施率		アウトカム（成果）	・ 未受診者の状況把握 ・ 精密検査受診率 ・ 経過観察者等の支援実施率 ・ 健やか親子評価項目の状況	
前年度からの改善点	新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、付き添いの保護者を 1 名までと制限したり、各種相談を健診の別日に実施していたが、当日に相談ができるように変更したことで、保護者の不安軽減につながった。今年度は付き添いの保護者の人数を制限せずに、保護者それぞれの相談に応じることができるよう体制づくりをしていきたい。また、絵カード等を用いた問診を再開し、保護者の些細な心配事など、別日の電話相談などでは拾えない声にも耳を傾けることにつながった。今年度も引き続き個々に併せた相談の内容に対してアドバイスを行っていく。歯科健診は前年度より希望者にフッ化物歯面塗布を開始した。今後も日常での口腔ケアに加え、さらに効果的にむし歯予防を行えるよう環境を整えていく。栄養相談は、前年度多かった肥満や食事量等の指導内容の統一を図り、指導の質向上へつなげていく。健診票の問診項目を前年度より多く活用し、食事に対しての不安や悩みの軽減を図る。					
実績概要と推移						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実施回数(回)	27	35	45	41	42	35
対象者数(人)	1, 014	959	1, 414	1, 178	1, 115	953
受診者数(人)	994	802	1260	1090	1063	905
受診率(%)	98. 0	83. 6	89. 1	92. 5	95. 3	95. 0
歯科健診受診者数(人)	991	812	786	918	943	779
歯科健診受診率(%)※	97. 7	84. 7	62. 2	84. 2	88. 7	86. 1

※歯科健診の対象者数は健診受診者数

※※健康いんざい21評価項目

事業名	3 歳児健康診査					
目的	・ 満 3 歳を超え、満 4 歳に達しない幼児に対し総合的な健康診査を実施し、その結果に基づき適切な指導及び措置を行う。 ・ 生活習慣の確立、う蝕の予防、栄養、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。 ・ 虐待の予防及び早期発見に資する。					
法令等根拠	母子保健法第 1 2 条（法定健診）					
対象者	満 3 歳を超え、満 4 歳に達しない幼児（満 3 歳 5 か月～7 か月が対象になるように通知）	年間想定人数	1， 1 4 0 人			
会場	コスモスパレット パレットⅡ 委託歯科医療機関（歯科健診）	期間・回数	年間 4 8 回 通年			
スタッフ	小児科医師（報酬）、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、言語聴覚士、視能訓練士、事務職（職員、会計年度任用職員）、歯科医療機関（委託）					
実施方法・内容	【集団健診】 事前カンファレンス、受付、眼科（屈折・眼位）検査、尿検査、身体計測（身長・体重）、内科健診、問診、相談（生活相談・栄養相談・歯科相談・ことばの相談）、事後カンファレンス 集団健診とは別日日程で視力検査二次検査実施（2 4 回） 【個別健診（歯科健診のみ）】 健診、フッ化物歯面塗布（希望者）					
評価視点	ストラクチャー（構造）	・ 対象者に見合った実施回数 の 設定 ・ スタッフの確保、資質向上	プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット（事業実施量）	・ 健診実施率 ・ 歯科健診実施率	アウトカム（成果）	・ 未受診者の状況把握 ・ 精密検査受診率 ・ 経過観察者等の支援実施率 ・ 健やか親子評価項目の状況		
前年度からの改善点	健やか親子 2 1（第 2 次）による乳幼児健康診査必須問診項目を活用し、保護者の育児不安の把握・軽減に努め、引き続き、屈折検査機器にて、眼科（屈折・眼位）検査を全員に実施し、弱視の可能性を早期発見・早期に適切な治療へつなげていく。 言語聴覚士による「ことばの相談」を実施し、言語や聴力に関する相談に迅速に対応する。また、歯科健診は、歯科医院にて行う個別方式とし、希望者へのフッ化物歯面塗布を実施する。未受診者に対し、定期的に受診勧奨を行い、適切な時期での歯科健診受診を促す。栄養相談は、前年度多かった肥満や食事時間等の指導内容についてスタッフ間で共有し、指導の質向上へつなげていく。健診票の問診項目を前年度より多く活用し、食事に対しての不安や悩みの軽減を図る。					
実績概要と推移						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実施回数(回)	29	38	51	39	51	43
対象者数(人)	1, 055	1, 030	1, 637	1, 235	1, 431	1, 240
受診者数(人)	1, 026	844	1, 439	1, 108	1, 364	1, 178
受診率(%)	97. 3	81. 9	87. 9	89. 7	95. 3	95. 0
歯科健診受診者数(人)	1024	844	825	885	994	880
歯科健診受診率(%)※	97. 1	81. 9	57. 3	79. 9	72. 9	74. 7

※歯科健診の対象者数は健診受診者数

※※健康いんざい21評価項目

事業名	2 歳児歯科健診					
目的	母子保健法第 1 3 条の規定により、1 歳 6 か月児健康診査から 3 歳児健康診査までの間となる 2 歳児の時点において、歯科健診を実施することにより、むし歯の予防および進行を未然に防ぐ。					
法令等根拠	母子保健法第 1 3 条					
対象者	2 歳 6 か月児 (3歳未満)	年間想定 人数	1, 1 0 0 人			
会場	委託歯科医療機関（歯科健診）	期間・回数	年間 3 5 回 通年			
スタッフ	歯科医療機関（委託）					
実施方法 ・内容	委託歯科医療機関における個別歯科健診 健診、フッ化物歯面塗布（希望者）					
評価視点	ストラクチャー （構造）	・対象者に見合った医療機 関の設定 ・スタッフの確保、資質向 上	プロセス （過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット （事業実施量）	歯科健診実施率	アウトカム （成果）	未受診者の状況把握		
前年度からの 改善点	令和 5 年に引き続き、受診票の主訴に対する対応の有無を把握し、相談・指導の必要がある者に対しては事後対応に努めた。今後も幼少期からの口腔衛生管理の必要性を呼びかけるために、受診票の送付とともに日常生活における口腔ケアに関する情報提供や知識の普及に努める。					
実績概要と推移						単位（人）
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
対象者数	1, 015	1, 162	1, 156	1, 203	1, 206	1, 108
受診者数	931	784	890	931	951	900
受診率 (%)	91.7	67.5	77.0	77.4	78.9	81.2
罹患率 (%)	2.7	6.0	2.4	1.0	1.4	2.9

※R1は集団健診

※対象者数は内科健診受診者数

事業名	5 歳児相談					
目的	幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期である年度中に満 5 歳になる幼児（年中学年）を対象にその他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。 ・ SDQにより保護者が子どもの育ちを確認し、特性を知ることによって就学に向けた子どもとの関わり方を考える機会とする。 ・ 子どもが抱える課題や困難さを保護者と確認し、適切な支援につなげる。					
法令等根拠	母子保健法 第 9 条及び第 1 0 条					
対象者	年度中に満 5 歳になる幼児（年中学年）	年間想定 人数	1, 3 0 0 人			
会場	コスモスパレット パレットⅡ	期間・回数	年間 2 0 日			
スタッフ	保健師、心理士					
実施方法 ・ 内容	年度中に満 5 歳になる幼児（年中学年）に対して、「子どもの強さと困難さアンケート（SDQ）（以下「SDQという」。）の実施や心理士による相談を通じてこどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行う。 【個別面接（希望者）】 事前カンファレンス、問診、相談（心理士・保健師による相談）、簡易的な発達検査、事後カンファレンス					
評価視点	ストラクチャー （構造）	・ 対象者に見合った実施回数 の設定 ・ スタッフの確保、資質向上	プロセス （過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット （事業実施量）	・ 相談件数、内容 ・ 就学相談へつなげた人数 ・ 子ども発達センターへつな げた人数	アウトカム （成果）	・ 状況把握 ・ 経過観察者等の支援実施 状況		
前年度からの 改善点	前年度より 5 歳児相談を開始したが、幼稚園・保育園等へ幅広く周知していく。5 歳児相談を実施する時期に併せて保護者に集団生活の様子を認識できる機会をつくっていく。相談希望がないものの中にも就学後に問題となる要因を思っている児もいるため、子ども発達センターおひさまや教育委員会との連携を強化していく。今後の 5 歳児相談の実施方法についても検討していく。					
実績概要と推移						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
対象者数(人)	—	—	—	—	—	1, 313
相談希望者数 ※(人)	—	—	—	—	—	53
相談希望率 (%)	—	—	—	—	—	4

※令和7年度の5歳児相談の日程を予約している支援対象者含む

事業名		専門職による事後指導					
目的		①各種幼児健診時における児の不安等に対し、アドバイスをを行い、保護者の不安軽減や子どもの健全な育成を支援する。 ②子育てや発達に関する相談、アドバイスをを行い、保護者の不安軽減や子どもの発達を促す。 ③聴力や言語発達に関することばの相談を実施し、必要なアドバイスをを行う。 ④運動発達を評価し、相談、助言をして発達を促す。					
法令等根拠		母子保健法第9条（知識の普及）、第10条（保健指導）、第14条（栄養の摂取に関する援助）、歯科口腔保健法（歯科口腔保健の推進に関する法律）					
対象者		①、②、③幼児とその保護者 ④乳幼児等とその保護者	年間想定 人数	—			
会場		コスモスパレット　パレットⅡ	期間・回数	①年間45回 ②年間40回 ③年間12回 ④年間24回			
スタッフ		保健師、栄養士、歯科衛生士、臨床心理士、言語聴覚士、理学療法士					
実施方法・内容		①生活・育児相談、栄養相談、歯科相談 ②子育てや発達に関する相談 ③聴力や言語発達に関することばの相談 ④運動発達や歩き方に関する相談					
評価視点		ストラクチャー（構造）	・対象者に見合った実施回数 数の設定 ・スタッフの確保、資質向上	プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行		
		アウトプット（事業実施量）	相談実施者数	アウトカム（成果）	経過観察者等の支援実施状況		
前年度からの改善点		親や家族が抱えている育児不安・育児困難感へ早期介入や予防的支援を引き続き行う。 コロナ禍以降中止していた言語聴覚士による「ことばの相談」を取り入れ、言語面の遅れ、構音障害、難聴の早期発見、治療につなげるために、具体的な指導を行う。 運動発達等に心配のある児に家庭でできる関わり方などのアドバイスをを行う。必要に応じて保育園訪問での支援や補装具の作成を支援する。 各健診時に実施していた各種相談および事後指導を別日程で行う。					
実績概要と推移（単位：件(延)）							
相談者数		R1	R2	R3	R4	R5	R6
電話相談	保健師	—	570	234	291	426	390
	栄養士	—	263	285	144	56	69
	歯科衛生士	—	229	414	378	16	18
面接相談	保健師	—	—	31	62	73	97
	栄養士	—	—	8	27	0	1
	歯科衛生士	—	—	0	0	0	1
子育て相談		83	—	102	122	134	109
すくすく相談		127	71	55	62	51	40

事業名	こころ相談（乳児相談）					
目的	満1歳未満の乳児を対象に、保護者の主訴にそった育児相談を行うことにより、保護者の育児不安の軽減に努める。 児の発育・発達の確認、事故予防、離乳食の進め方などの保健指導を行うことにより、乳児の健康の保持及び増進を図る。 健やか親子21（第2次）による乳幼児健康診査必須問診項目を活用し、保護者の育児不安の把握・軽減に努めていく。					
法令等根拠	母子保健法 第9条及び第10条					
対象者	満1歳未満の乳児	年間想定人数	120人			
会場	コスモスパレット パレットⅡ	期間・回数	年間24回(月2回) 通年			
スタッフ	保健師、助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士					
実施方法・内容	【個別相談】 事前カンファレンス、受付、身体計測（身長・体重）、相談（育児相談・生活相談・栄養相談・歯科相談）、事後カンファレンス					
評価視点	ストラクチャー（構造）	・対象者に見合った実施回数の設定 ・スタッフの確保、資質向上	プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット（事業実施量）	相談件数、相談内容	アウトカム（成果）	・経過観察者等の支援実施状況 ・健やか親子評価項目の状況		
前年度からの改善点	前年度まで生後4か月児を対象としていたが、3－6か月健診の充実に伴い、同時期の開催では保護者の認識の中で必ず市のこころ相談への参加をしようとする意識が低くなりやすい。このようなことから、今年度からのこころ相談事業の在り方を変更し、個々に合わせた相談ができるよう対象を1歳未満の乳児に拡大する。また、保護者の孤立化予防に努めながら、育児支援・虐待防止の観点を踏まえ相談にあたる。赤ちゃん訪問や3～6か月児健康診査の発育などフォローの場としても活用していく。					
実績概要と推移						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実施回数(回)	28	51	82	78	77	52
対象者数(人)	813	619	974	957	957	790
来所者数(人)	782	488	795	803	785	462
来所率（％）	96.2	78.8	81.6	83.9	82.0	58.4

事業名	児童館等での相談事業（はぐくみ相談）			
目的	各種幼児健診時における児や保護者の発達や育児不安・困難感に対し、専門職が児童館などの子育て支援拠点へ出向きアドバイスを行い、不安軽減や児の健全な育成を支援する。			
法令等根拠	母子保健法第9条（知識の普及）、第10条（保健指導）、第14条（栄養の摂取に関する援助）、歯科口腔保健法（歯科口腔保健の推進に関する法律）			
対象者	乳幼児とその保護者	年間定員人数	年間120人程度	
会場	いんば児童館 中央駅前地域交流館 総合福祉センター そうふけ児童館 滝野子育て支援センター	期間・回数	27回 通年	
スタッフ	保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士			
実施方法・内容	生活・育児相談 栄養相談 歯科相談			
評価視点	ストラクチャー（構造）	・対象者に見合った実施回数の設定 ・スタッフの確保、資質向上	プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行
	アウトプット（事業実施量）	実施回数、相談件数、相談内容	アウトカム（成果）	相談内容別件数
前年度からの改善点	保護者が抱えている育児不安・困難感に対して専門職が介入することで、児の健全な育ちをサポートする。 今年度からは歯科衛生士、栄養士に加え、保健師、助産師が児童館などの子育て支援拠点へ出向き、より専門性に特化した細やかなサポートを行っていく。			
実績概要と推移				

【歯科相談】

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
公立児童館・子育て支援センター	—	—	2回（24人） （保護者24人）	9回（108人） （保護者110人）	22回（272人） （保護者250人）	16回（115人） （保護者112人）

※R3は依頼歯科健康教育と合わせてモデル実施

【栄養相談】

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
公立児童館・子育て支援センター	—	—	—	—	—	※19回（149人） （保護者75人）

※子ども子育て歯科相談は講話のみの開催日があるため回数に差異あり

事業名	健康育児相談（随時の来所・電話相談）					
目的	乳幼児の発育・発達及び育児、保護者（妊婦含む）の健康に対する相談を行い、児の健康の保持及び増進を図るとともに、保護者の健康の増進及び不安の解消を図る。					
法令等根拠	母子保健法第9条第2項（相談及び支援）・母子保健法第10条（保健指導）					
対象者	乳幼児とその保護者（妊婦を含む）		年間想定人数	面接 50件、電話 500件		
会場	各保健センター		期間・回数	随時		
スタッフ	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士					
実施方法・内容	①来所健康相談：保健センターに来所した者に対しての相談 ②電話相談：保健センターに電話をかけてきた者に対しての相談					
評価視点	ストラクチャー（構造）	スタッフの確保、資質向上		プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行	
	アウトプット（事業実施量）	相談件数		アウトカム（成果）	相談内容別件数	
前年度からの改善点	多職種が連携をはかり、速やかに適切な助言が行えるように体制を整える。身近な相談場所としてこども家庭センターが活用されるよう周知を行う。					
実績概要と推移						
【①来所健康相談（随時）】（単位：人）						
	R1		R2		R3	
	実	延	実	延	実	延
妊婦	3	5	1	1	2	2
産婦	5	21	3	3	18	20
新生児	1	1	0	0	2	2
乳児	34	52	28	36	31	32
幼児	76	181	56	69	16	19
合計	119	260	88	109	69	75
	R4		R5		R6	
	実	延	実	延	実	延
妊婦	4	4	12	12	6	9
産婦	25	33	9	11	1	4
新生児	4	4	0	0	2	2
乳児	28	36	18	19	11	13
幼児	10	11	11	14	23	29
合計	71	88	50	56	43	57
【②電話相談（随時）】（単位：人）						
	R1		R2		R3	
	実	延	実	延	実	延
妊婦	23	28	10	10	38	46
産婦	23	52	93	118	106	141
新生児	9	9	4	5	3	4
乳児	85	129	166	223	142	249
幼児	120	196	83	249	76	109
合計	260	414	356	605	365	549
	R4		R5		R6	
	実	延	実	延	実	延
妊婦	50	64	52	66	39	60
産婦	107	164	44	72	38	68
新生児	4	9	9	10	6	7
乳児	157	212	123	156	68	112
幼児	48	93	101	146	98	151
合計	366	542	329	450	249	398

事業名	SNSを活用した妊娠子育て支援事業					
目的	支援が必要な妊婦や子ども、その家庭に対し、ソーシャルネットワークサービスを利用し「困る前につながる・つなげる」ことで、大きな困りごとや重大事案に発展することを予防する。					
法令等根拠	母子保健法第9条（知識の普及）、第10条（保健指導）、第14条（栄養の摂取に関する援助）、歯科口腔保健法（歯科口腔保健の推進に関する法律）					
対象者	妊産婦を含む就学前の子どもを持つ家庭	年間定員 人数	LINE友だち登録900人			
会場		期間・回数	通年			
スタッフ	保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士					
実施方法 ・内容	①妊娠子育て相談「こまつな」LINE LINEによる個別相談 ②プッシュ型支援「印西市子ども家庭課Instagram」 Instagramを用いた情報発信					
評価視点	ストラクチャー （構造）	スタッフの確保、資質向上	プロセス （過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット （事業実施量）	・LINEの友だち登録数 ・Instagram投稿数	アウトカム （成果）	・LINEによるアカウント満足度評価 ・相談内容別件数		
前年度からの 改善点	①妊娠子育て相談「こまつな」LINE 24時間365日いつでもメッセージを送ることができる利点を生かし、妊娠期から周知し登録を促す。メッセージの返信はできるだけ迅速な対応を心掛け、個別相談の入り口として機能させていく。 ②プッシュ型支援「こまつなInstagram」 前年度8月から運用を開始し、前年度はコンテンツを貯える期間とした。今年度は投稿数を増やすとともにアカウントの周知に努め、視覚的な情報を発信することで市民が必要な情報をキャッチしやすくなるよう工夫していく。					
実績概要と推移						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
LINE友だち登録数	-	-	-	-	318	714
LINE相談件数	-	-	-	-	74	208
Instagram投稿数	-	-	-	-	-	8

事業名	思春期保健					
目的	思春期を迎えた子どもたちが健やかに成長するよう、関係機関との連携を図りながら、子どもたちの生活習慣病予防、禁煙教育、性感染症予防を主体的にサポートすることを目的とし、展開する。					
法令等根拠	母子保健法第22条および第24条の規定による					
対象者	児童生徒・教育委員会・養護教諭・子どもを持つ保護者			年間想定人数	4,000人程度	
会場	小学校18校中学校9校			期間・回数	随時	
スタッフ	保健師・助産師等講師					
実施方法・内容	・小中学校へ講師の派遣・性教育等の授業への協力・保護者からの思春期における相談への対応・各小中学校へ、沐浴人形、妊婦疑似体験ジャケットの貸し出し					
評価視点	ストラクチャー (構造)	・対象者に見合った実施回数 の設定 ・スタッフの確保、資質向上		プロセス (過程)	計画に沿った事業の進行	
	アウトプット (事業実施量)	参加者数		アウトカム (成果)	参加者アンケートによる満足度等の評価	
前年度からの改善点	教育委員会、養護教諭部会と連携を図りながら、小学6年生、中学3年生に対し助産師等による性に関する講話を実施する。引き続き、依頼健康教育等及び、沐浴人形・妊婦疑似体験用ジャケットを小中学校に貸し出し、必要に応じて助言等を行う。 前年度に「いのちの授業(小児科医師)」を行っていた医師から、終了にしたいと申し出があり、後任がいらないことから、今年度は実施しない。前年度に指導課との協議を実施し、早熟な児童生徒への対応方法を形づくるため、令和8年度から学校側(担任、養護教諭)と子ども家庭課の合同研修を行う方向で検討しているので具体化していく。					
実績概要と推移 (単位:校)						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実施学校数	15	23	23	29	30	30

事業名	プレコンセプションケア					
目的	若いうちから男女ともに将来の妊娠等も意識し、自分の心身の健康管理を行えるようにすることで、将来の健康を増進するとともに、望む人には妊娠・出産への適切な準備が出来るよう正しい知識の普及や相談支援をする。					
法令等根拠	成育基本法、成育基本法に基づく成育基本方針					
対象者	学童期から青年・中年期		年間想定人数	-		
会場	-		期間・回数	-		
スタッフ	保健師、助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士					
実施方法・内容	プレコンセプションケアの体制整備を実施する。 【思春期保健】別項目に詳細 性差を踏まえた思春期の心と身体の発達や妊娠の仕組みを理解し、子どもを育てるということはどういうことか考える。 ・公立小中学校全校への授業の実施 ・早熟な児童生徒への個別対応を円滑に行えるよう教育委員会や学校、母子保健が連携する体制の整備 【妊娠に向けた健康教育】 ・望まれる妊娠や良好な胎内環境を整え妊娠に備えるために必要な事柄などを周知する方法（内容、周知方法など）を検討する。 【不妊に悩む夫婦への対応】 ・相談体制の整備					
評価視点	ストラクチャー（構造）	スタッフの資質向上		プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行	
	アウトプット（事業実施量）	関係機関との協議回数		アウトカム（成果）	体制整備の確立進度	
前年度からの改善点	初めての保健活動訓練として実施する。 今後もフェーズや対象者を変更し、保健活動訓練を実施する予定としている。					
実績概要と推移						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
思春期教育 集団指導の 実施学校数	15	23	23	29	30	30

事業名	プレママクラス・まんぼ★ぼあ			
目的	出産を迎える妊婦とその家族を対象に、妊娠・出産・育児に対する正しい知識の習得と不安の軽減を図る。 教室を利用し、母子ともに健やかな生活を送れるよう支援する。また、妊産婦同士のつながりができるよう場の提供をする。			
法令等根拠	母子保健法第9条（知識の普及）、第10条（保健指導）、第14条（栄養の摂取に関する援助）、歯科口腔保健法（歯科口腔保健の推進に関する法律）			
対象者	出産を迎える妊婦とその家族	年間想定人数	①各32組 ②各8組（16組/日） ③各20組	
会場	コスモスパレット　パレットⅡ	期間・回数	①年間6回 ②年間11回 ③年間5回	
スタッフ	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士（職員、会計年度任用職員）			
実施方法・内容	①歯科栄養編 歯科衛生士、管理栄養士による講話 ②プレ育児編 助産師による講話、先輩パパママによる体験談、育児実習（調乳、おむつ替え等） ③まんぼ★ぼあ 助産師による骨盤・姿勢についての講話と実技、出産や育児に関する情報交換			
評価視点	ストラクチャー（構造）	・対象者に見合った実施回数の設定 ・スタッフの確保、資質向上	プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行
	アウトプット（事業実施量）	・参加者数 ・定員に対する参加率	アウトカム（成果）	参加者アンケートによる満足度等の評価
前年度からの改善点	歯科栄養編では、栄養士の講話にグループワークを取り入れる。また、最後に火を使わずに、簡単に作れるおやつを試食してもらい、参加者同士での交流を図れる内容としていく。 育児編では、パパに対しての支援の内容を盛り込み、パパのメンタルヘルスについての講話、先輩パパママの体験談を聞く機会とした。また、育児実習についての内容の見直しを図った。 前年度から、独自で行ってきたまんぼ★ぼあを、今年度はプレママクラスの3回目として組み込み展開していく。			
実績概要と推移（単位：人）				

プレママクラス（歯科栄養編）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
妊婦	98	53	82	77	69	51
夫（その家族含む）	19	30	46	31	37	28

プレママクラス（プレ育児編）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
妊婦	139	70	124	112	146	118
夫（その家族含む）	132	69	117	109	142	116

まんぼ★ぼあ	R1	R2	R3	R4	R5	R6
参加者数	—	—	—	—	※26	25

※令和5年度は市民活動団体協同事業

事業名	当事者グループ支援					
目的	①中央駅前児童館事業「双子ちゃん三つ子ちゃん集まれ」 多胎児妊娠や育児は、母親の負担が大きくハイリスクとなる。同じ境遇にある母 同士の交流の場に妊娠期からつなげることで、出産や育児のイメージ形成を促し、安心 して育児に取り組めるよう支援する。 ②「ミートの会」 口唇口蓋裂の児は成長に合わせた治療や支援が必要であるため、同じ境遇にある保護 者同士が交流することで、情報交換や相談の機会を持つことができ、安心して育児及び 治療を行うことができる。					
法令等根拠	母子保健法第9条第2項					
対象者	①多胎妊婦、多胎児とその家族 ②口唇口蓋裂の児及びその家族		年間想定 人数	①10組 ②1回あたり10組の親子		
会場	①中央駅前児童館 ②保健福祉センター2F（高花）		期間・回数	①月1回 ②年2回程（不定期）		
スタッフ	①保健師、助産師、看護師 ②保健師					
実施方法 ・内容	①母子健康手帳発行時に多胎妊婦には事業を紹介し、参加希望者がいたら児童館に 連絡してスムーズに参加者の輪に入れるように支援する。（児童館事業では、日 程のみ組んでいて参加者同士の交流を見守っている。） ②・口唇口蓋児の保護者同士での情報交換 ・専門職による発達相談及び育児相談					
評価視点	ストラクチャー （構造）	・対象者に見合った実施回 数の設定 ・スタッフの確保		プロセス （過程）	計画に沿った事業の進行	
	アウトプット （事業実施量）	実施時期、回数		アウトカム （成果）	開催状況や開催希望	
前年度からの 改善点	①前年度までは子ども家庭課の事業として「ふたごの会」を月1回開催予定してい た。しかしながら年々参加者は減少し前年度は参加希望がなく一度も開催できな かった。今年度に課の移転があることも踏まえ、今後の方向性を検討する中、多 胎児支援事業を移転先のコスモスパレット内にある中央駅前児童館でも実施し、 こちらには毎回参加者がいることが判ったため、協議し、この事業に対象者を紹 介していくこととした。児童館事業には多胎児とその家族が参加していたが、妊 娠期からつながりをもてるよう協力してもらうこととなった。 ②前年度と同様保護者の希望を確認し、今年度2回の開催ができるように時期を調 整していく。					
実績概要と推移（単位：人）						
多胎児支援	R1	R2	R3	R4	R5	R6
紹介した人数	—	—	—	—	—	—
実際に参加し た人数	—	—	—	—	—	—
ミートの会	R1	R2	R3	R4	R5	R6
開催回数(回)	2	0	0	0	0	1

事業名	離乳食教室					
目的	乳児を持つ保護者に対し、段階に応じた離乳食や歯に対する知識の普及、不安の軽減、問題の解決に努める。					
法令等根拠	母子保健法第9条（知識の普及）、第10条（保健指導）、第14条（栄養の摂取に関する援助）、歯科口腔保健法（歯科口腔保健の推進に関する法律）					
対象者	①オンライン教室 離乳食前期（5～7か月） ②もぐもぐ教室（参集型） 離乳食中期（7～8か月） ③かみかみ教室（参集型） 離乳食後期・完了期（9～12か月） ※月齢は目安	年間定員 人数	① 120人 （20人×6回） ② 144人 （12人×2ケル×6回） ③ 72人 （12人×6回）			
会場	①ZOOM（配信はコスモスパレットから） ②③コスモスパレット パレットI	期間・回数	①6回（偶数月） ②③6回（奇数月）			
スタッフ	栄養士、歯科衛生士（職員、会計年度任用職員）					
実施方法 ・内容	【①オンライン教室】ZOOMにてオンライン開催 ・栄養士の講話 ・歯科衛生士の講話 ・質問コーナー 【②もぐもぐ教室】コスモスパレットIへの参集開催 ・栄養士の講話 ・歯科衛生士の講話 ・離乳食調理デモンストレーション ・離乳食試食(保護者のみ) ・座談会 【③かみかみ教室】コスモスパレットIへの参集開催 ・栄養士の講話 ・歯科衛生士の講話 ・離乳食調理デモンストレーション ・離乳食試食(保護者のみ) ・個別相談(希望者のみ)					
評価視点	ストラクチャー （構造）	・対象者に見合った実施回数 の設定 ・スタッフの確保、資質向上	プロセス （過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット （事業実施量）	・参加者数 ・定員に対する参加率	アウトカム （成果）	・参加者アンケートによる 満足度等の評価 ・相談内容別件数		
前年度からの 改善点	もぐもぐ教室については申し込みが定員に達する時期が早かったことから、希望者に対する事業定員が少ないと判断し、定員を拡大する。定員拡大に向けて、事業内容を見直し、講義の部屋を2部屋用意し、2ケル実施することとする。個別相談の対応は事業時間内に収まらない可能性があるため、座談会形式の相談に変更し、終了時間内に終わるようにする。個別相談を行わない替わりにはぐくみ相談やLINE相談など、個別相談が可能な事業を案内していくことにする。					
実績概要と推移（単位：人）						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
オンライン教室 参加者数	—	—	53	89	73	90
もぐもぐ教室 参加者数	225	118（※）	171（※）	152（※）	141（※）	48
かみかみ教室 参加者数	213					39

※令和2～5年は個別相談として実施

事業名	おいでヨ！					
目的	子どもの発育や関わり方・対応に不安を感じ、悩んでいる保護者へ、スタッフと共に親子で自由に遊ぶ時間を共有しながら、子どもの成長変化を見守る。また、保護者同士の交流・情報交換を意図的に促し、子育て中の保護者が感じやすい孤立感の解消を目指す。 各幼児健診にて経過観察が必要と判断した親子をサポートする場として活用し、子どもの発達・成長の変化を親と共に観察し、必要時には子ども発達センター等専門療育が可能な機関に、スムーズに移行できるようにサポートする。					
法令等根拠	母子保健法第9条及び第10条					
対象者	1歳6か月児健診受診後から幼稚園就園頃までの児と保護者	年間想定人数	10組			
会場	コスモスパレット パレットⅡ 3階プレイルーム	期間・回数	秋頃から月2回程度			
スタッフ	保健師、看護師					
実施方法・内容	周知方法 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、地区活動等にて育児不安の多い保護者や発達上の問題が不明確な児として経過観察対象となった人へ事業を紹介する。 実施内容 スタッフと共に親子で自由に遊ぶ時間を共有しながら、子どもの成長変化を見守る。また、他の親子の対応・スタッフとのやり取りを見聞きする中で、自分自身の子育ての問題解決につながるよう、学習・考える場とする。併せて、保護者同士の交流・情報交換を意図的に促し、子育て中の保護者が感じやすい孤立感の解消を目指す。必要時には子ども発達センター等専門療育が可能な機関に、スムーズに移行できるようにサポートする。 9：00～12：00の間での自由来館とする。					
評価視点	ストラクチャー（構造）	スタッフの確保・資質向上	プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット（事業実施量）	参加者数	アウトカム（成果）	保護者の育児不安の減少（アンケート）		
前年度からの改善点	おいでヨ！は平成27年度に立ち上げ、令和元年度まで実施していた事業であるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により休止していた。幼児健診のフォローの場として育児不安を抱える保護者への支援方法として有効なことから再開させる。再開にあたっては新規職員等も多いため、準備期を設け、秋口の再開とする。過去に事業に携わっていたスタッフから新しいスタッフへと徐々に事業の在り方を共有していく。					
実績概要と推移						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
登録親子数（組）	21	-	-	-	-	-
参加親子延数（組）	未把握	-	-	-	-	-

事業名	就学時健康診断歯科健康教育、就学時健康診断栄養健康教育					
目的	市内小学校の就学時健診の際に、第3次健康いんざい21の食育推進分野の行動計画の内容を踏まえて、調査結果や計画の周知、また望ましい食習慣や食品選択についての健康教育を通じて実践に結び付ける。歯科教育としては、保護者に対し第一大臼歯のむし歯を防ぎ、健全な永久歯列を守ることを重点とした歯科健康教育を実施し、より具体的な意識付けを行う。					
法令等根拠	第3次健康いんざい21、食育基本法 健康増進法、歯科口腔保健法（歯科口腔保健の推進に関する法律）					
対象者	5歳児の保護者		年間想定人数	1,320人		
会場	市内小学校		学校数	18校		
スタッフ	栄養士、歯科衛生士（職員）					
実施方法・内容	栄養健康教育 ・第3次健康いんざい21について（食育） ・子どもの食生活について ・印西市の健康状況について（歯科健康教育） ・第一大臼歯、仕上げ磨きの方法等について資料配布					
評価視点	ストラクチャー（構造）	対象者に見合った実施人数		プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行	
	アウトプット（事業実施量）	実施学校数		アウトカム（成果）	資料配布実績	
前年度からの改善点	配布資料にグラフを添付するなど、興味を持ってもらえるよう工夫を行っていく。この時期に身につけたい食習慣や食生活について知識の普及啓発を行う。第3次健康いんざい21における食育推進分野の重点目標や市の現状などについても周知する。 歯科健康教育では、小学校低学年における保護者による仕上げ磨きの必要性を引き続き周知し、家庭での正しい口腔衛生習慣の確立できるよう努める。					
実績概要と推移（単位：人）						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
教育人数	1,145	1,247	1,229	1,330	1,403	1,385
（単位：校）						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
学校数	18	18	18	18	18	18

事業名	妊婦歯科健康診査					
目的	妊婦に対して歯科健診を実施し、母体や胎児に影響のあるむし歯や歯周疾患を含む口腔疾患の予防及び早期発見し、妊娠期の健康の保持及び増進を図る。					
法令等根拠	母子保健法第13条					
対象者	概ね妊娠6～8カ月（妊娠期は受診可）		年間想定 人数	1，200人		
会場	委託歯科医療機関		期間・回数	妊娠期間中1回		
スタッフ	歯科医療機関（委託）					
実施方法 ・内容	・印西市妊婦歯科健康診査受診券の発行 ・問診、口腔診査（現在歯、喪失歯の状況、歯周組織の状況、口腔清掃状態、その他の所見、治療必要度の有無）					
評価視点	ストラクチャー （構造）	・対象者に見合った実施回数 の設定 ・スタッフの確保、資質向上	プロセス （過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット （事業実施量）	歯科健診実施率	アウトカム （成果）	未受診者の状況把握		
前年度からの 改善点	前年度同様、受診勧奨を行い、受診率の向上に努める。					
実績概要と推移（単位：人）						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
対象者数	－	－	－	－	※1379	804
受診者数	－	－	－	－	307	325
受診率（％）	－	－	－	－	22.3	40.4
異常なし	－	－	－	－	39	34
要指導	－	－	－	－	156	124
要精検	－	－	－	－	112	167

※令和4年7月までに母子健康手帳を発行した遡及500人分を含む

事業名	学校歯科保健指導					
目的	８０２０運動の推進及び口腔内疾患についての正しい知識の啓発、普及を図り、小中学校における歯科保健の充実を図る。					
法令等根拠	学校保健安全法、健康増進法、歯科口腔保健法（歯科口腔保健の推進に関する法律）					
対象者	小中学生	年間想定 人数	５，０００人 小学生（４，０００人） 中学生（１，０００人）			
会場	依頼のあった小中学校	期間・回数	２７校 小学校（１８校） 中学校（９校）			
スタッフ	歯科衛生士（職員）					
実施方法 ・内容	歯科講話、ブラッシング指導					
評価視点	ストラクチャー （構造）	・対象者に見合った実施回数 の設定 ・指導媒体の資質向上	プロセス （過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット （事業実施量）	歯科指導実施率	アウトカム （成果）	歯科健診結果		
前年度からの 改善点	実技指導に時間を十分に確保することで生徒一人ひとりに適した対応することができるため、今後も学校歯科医や養護教諭と連携し、必要に応じて指導媒体を改善していくことで有意義な歯科指導になるよう努める。					
実績概要と推移						
小学校	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実施校（回）	17校（32回）	2校（2回）	12校（19回）	14校（20回）	14校（24回）	18校（35回）
参加者数 （人）	3,006	245	1,936	2,235	3,091	4,223

中学校	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実施校 （校/回）	7校（7回）	0校（0回）	6校（6回）	8校（8回）	8校（8回）	9校（9回）
参加者数 （人）	685	0	792	1,085	1,015	1,191

※令和2年、3年はコロナのため実施数減

事業名	保育園・幼稚園等歯科保健指導					
目的	各保育園及び幼稚園等で実施される歯科健診時に合わせ衛生教育を実施することにより、園児及び保護者への口腔衛生の意識付けを図る。					
法令等根拠	健康増進法、歯科口腔保健法（歯科口腔保健の推進に関する法律）					
対象者	市内保育園及び幼稚園等に通園している児等	年間想定人数	依頼に応じて			
会場	保育園、幼稚園、児童館、子育て支援センター等	期間・回数	通年・依頼に応じて			
スタッフ	（歯科医師）、歯科衛生士（職員）					
実施方法・内容	・ 歯科健診 ・ 歯科講話（むし歯の話） ・ ブラッシング指導					
評価視点	ストラクチャー（構造）	対象者に見合った実施人数	プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット（事業実施量）	・ 参加者数 ・ 定員に対する参加率	アウトカム（成果）	相談内容別件数		
前年度からの改善点	子どもたちが日常生活において口腔内に興味をもち、楽しみながらブラッシングを行えるように媒体や講話の内容を工夫していく。また、各年代に応じた指導ができるよう、保育士や幼稚園教諭、歯科医師と連携を図っていく。					
実績概要と推移						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
回数（回）	33	0	21	27	49	54
人数（人）	1,866	0	1,005	1,250	1,426	1,719

事業名	親子食育教室					
目的	「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、生涯にわたって健全な食生活を実践できるよう支援するため学童期、から調理の機会を提供し、食への関心を向上させる。					
法令等根拠	食育基本法第１７条及び第１８条、成育基本法第５条、健康増進法					
対象者	小学校１年生、２年生の親子			年間想定 人数	大人、子ども 計９０人 （１５組×３回）	
会場	コスモスパレット パレットⅠ			期間・回数	７月・８月に計３回開催	
スタッフ	栄養士（職員、会計年度任用職員）					
実施方法 ・内容	食育講話、調理実習、食事会					
評価視点	ストラクチャー （構造）	・対象者に見合った実施人数 ・スタッフの確保、資質向上		プロセス （過程）	計画に沿った事業の進行	
	アウトプット （事業実施量）	・参加者数 ・定員に対する参加率		アウトカム （成果）	参加者アンケートによる満足度等の評価	
前年度からの 改善点	申し込み定員数にすぐ達してしまったことから、希望者に対する事業定員数が少ないと判断し、定員数を拡大する。会場変更に伴い、調理台の数も増えるため、定員数拡大に向けて、事業内容、スタッフ数を見直すこととする。コスモスパレットⅠは調理室でのみ飲食可能となるため、今年度は調理実習を行った調理台で食事会を実施する。					
実績概要と推移（単位：人）						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
参加者数※ （親子合計）	73	-	-	-	-	30

※令和2～5年度は新型コロナウイルスの影響により、教室形式を中止し、動画配信を行った。

事業名	出前健康講座・依頼健康教育					
目的	疾病の予防や母子保健に関する正しい知識の普及を図るとともに、学童期の食生活や健康に意識づけをすることで、将来の生活習慣病の一次予防を推進する。地域支援を教育の場や、子育て支援施設と一体化して実施する。					
法令等根拠	第3次健康いんざい21、食育基本法、健康増進法					
対象者	出前健康講座：申込者(市民) 依頼健康教育：依頼者(市民)		年間想定回数	出前健康講座：5回 依頼教育：5回		
会場	市民団体、他課、市内施設等		年間想定人数	出前健康講座：50人 依頼教育：70人		
スタッフ	保健師、栄養士（職員）					
実施方法 ・内容	出前健康講座（栄養士のみ） ・朝食、バランスの良い食事、野菜摂取量、間食、補食、箸の使い方について 依頼健康教育 ・乳幼児をもつ保護者の悩みを軽減させる教育内容					
評価視点	ストラクチャー （構造）	対象者に見合った実施内容		プロセス （過程）	計画に沿った事業の進行	
	アウトプット （事業実施量）	実施回数		アウトカム （成果）	参加人数	
前年度からの改善点	前年度より多くの家庭教育学級に出前講座を依頼してもらえるよう、チラシによる周知を行う。また、教育内容の充実を図る。依頼健康教育においては、対象者に合わせた教育内容にし、悩みの改善、生活の質向上を図る。					
実績概要と推移						
①出前健康講座						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
講座回数(回)	0	0	0	0	1	4
教育人数(人)	0	0	0	0	11	54
②依頼健康教育						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
講座回数(回)	—	4	7	3	5	5
教育人数(人)	—	31	73	28	71	142

事業名	地区活動に関すること（地区診断、地区での保健サービスの提供）					
目的	地区における、健康相談、健康教育、訪問指導等の保健活動や統計情報を通じて、その地域に有効な保健関連施策の企画・立案・実施・評価、直接的な保健サービス等の提供、住民の主体的活動の支援、関係機関とのネットワークづくりを行う。					
法令等根拠	母子保健法第9条、第10条、第14条					
対象者	妊産婦、乳幼児とその家庭	年間想定人数	-			
会場	各地区（児童館・子育て支援センターを区分とし、5地区）	期間・回数	通年			
スタッフ	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士等（職員、会計年度任用職員）					
実施方法・内容	【地区診断・地区とのつながり】 ①地区に出向く保健活動のなかで潜在的な課題を見つける。 ②①の課題に関連する統計資料、地区の人的資源等についても考慮し、課題を明確化する。 ③課題へのアプローチ方法について、担当者や関係機関と調整し、事業化する。 【直接的な保健サービス】 地区の担当として健康・育児への身近な相談者として認識してもらい、訪問や児童館等の相談、教育等を通じて活動する。 ※事業としては既存の事業に落とし込んでいくものが多くなるが、上記の視点をもって活動する。 ※地区担当者間で共有しすすめていく。					
評価視点	ストラクチャー（構造）	・スタッフの確保、資質向上 ・担当者間の課題の共有、進行	プロセス（過程）	タイムリーに必要な支援を行う。		
	アウトプット（事業実施量）	・関係機関との情報交換回数 ・訪問、相談人数	アウトカム（成果）	地区活動の充実度		
前年度からの改善点	前年度は児童館等に来館した時に、施設職員との情報交換等を行ったが、マンパワーが不足し、十分な地区分析や地区とのつながりをもつことはできなかった。訪問を行う時間についても必要最低限にとどまり、電話での確認となることが多かった。 今年度については、必要な人に必要な支援が十分届けられ、地区の特徴を生かした活動ができるよう、地区活動を意識した活動を行う。					
各地区の地区活動						
地区名	そうふけ児童館エリア （高花・船尾・結縁寺・多々羅田・草深・原・西の原・東の原近隣）	いんば児童館エリア （旧印旛・旧本埜・牧の原近隣）	子どもふれあいセンターエリア （木下・大森・永治・木刈・小林）	滝野子育て支援センターエリア （東の原・牧の原近隣・滝野）	中央駅前児童館エリア （小倉台・戸神台・武西学園台近隣・内野・原山）	全体
R6の状況	マンパワー不足していたため地区担当者が地区に適切に配置し、活動することができなかった。					訪問件数 実 16件 延 23件
R7に向けて	地区担当を配置し、地区活動ができるようにする。					

事業名	災害時の助産対策					
目的	令和5年度（令和6年1月17日）にみらいウィメンズクリニックと締結した「災害時等における助産を必要とする者の受入れ協定」、千葉県助産師会と締結した「災害時等における助産師による支援活動協力に関する協定」に基づき、妊産婦等の非難を想定し、適切な支援を行うために、関係機関と連携した訓練を実施する。併せて、印西市の災害時保健活動訓練とする。					
法令等根拠	印西市地域防災計画個別計画（医療班計画）					
対象者	災害想定上の対象 妊産婦、新生児を中心とする被災者 フェーズ0～1を想定	年間想定 人数	千葉県北西部を震源とする地震による被害想定			
会場	①ふれあい文化館 ②みらいウィメンズクリニック	期間・回数	実地訓練日：R7.11.17（月）			
スタッフ	印西市：子ども家庭課、健康増進課職員（医療班）、防災課職員、協力職員（患者役等を想定） みらいウィメンズクリニック：医師、助産師・看護師、事務職員 千葉県助産師会 助産師 協力：印旛保健所					
実施方法・内容	大きなスケジュール 4月 係分担 4～11月 事前準備（支援の想定、必要な書式、物品等準備） 11月17日 実地訓練 11月～12月 必要書式等の追加作成 実地訓練当日スケジュール 13：30～13：45 開会、説明 13：45～15：05 訓練 15：05～15：15 休憩、移動 15：15～16：00 振り返り 実施内容 各係用に用意されたクエストカード（被災者からの訴え、イベント）をもとに対応する。					
評価視点	ストラクチャー （構造）	適切な訓練企画の設定（係分担、協力職員の確保、関係機関と調整したクエストカードの準備）	プロセス （過程）	計画に沿った事業の進行 各係の準備が適切に行われているか		
	アウトプット （事業実施量）	訓練当日の各係の行動が適切であったか	アウトカム （成果）	実際の災害時支援で必要なことがわかったか		
前年度からの改善点	初めての保健活動訓練として実施する。 今後もフェーズや対象者を変更し、保健活動訓練を実施する予定としている。					
実績概要と推移						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
関係機関との 打ち合わせ					2回	4回 （みらい3回、助産師会1回）
訓練の実施						

事業名	妊婦・乳児健康診査					
目的	母子保健法第13条の規定により実施される妊婦・乳児健康診査の一層の徹底のため、妊婦・乳児健康診査に要する費用を助成することで受診の促進を図り、母子保健の向上につなげる。					
法令等根拠	母子保健法第13条、印西市妊婦健康診査実施要綱、印西市乳児健康診査実施要綱					
対象者	市の住民基本台帳に記録されている妊婦 市の住民基本台帳に記録されている乳児 (生後3～6か月および9～11か月)		年間想定 人数	妊婦 17,182人 乳児 1,794人		
会場	健診実施医療機関		期間・回数	妊婦健康診査 14回 乳児健康診査 2回		
スタッフ	医療機関(委託)					
実施方法・内容	妊娠届出時に母子健康手帳別冊(妊婦・乳児健康診査受診票)を交付し、妊婦健康診査・乳児健康診査の受診勧奨を行う。また、妊婦・乳児健康診査実施医療機関との委託契約や償還払いによって受診費用を一部助成する。					
評価視点	ストラクチャー (構造)	医療機関との委託契約締結		プロセス (過程)	計画に沿った事業の進行	
	アウトプット (事業実施量)	健診受診者数		アウトカム (成果)	委託・償還件数実績	
前年度からの改善点	前年度から引き続き、妊娠届出時に妊婦健康診査の受診勧奨を行う。 令和7年3月議会一般質問(会派いま未来)より、妊婦健康診査に係る助成の拡大について検討する旨の答弁を行っていることから、現状や近隣市町村の状況を調査し、医師の助言を得ながら予算に合わせて検討していく。					
実績概要と推移 (単位：人)						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
健診受診者数 (延べ)	妊婦 10,132 乳児 1,575	11,135 1,842	9,559 1,896	10,554 1,766	10,346 1,719	9,302 1,670

事業名	産婦健康診査					
目的	母子保健法第13条の規定により実施される産婦健康診査の一層の徹底のため、産婦健康診査に要する費用を助成することで受診の促進を図り、早期に適切な支援を行うことで産後うつ病の予防や新生児への虐待予防につなげる。					
法令等根拠	母子保健法第 1 3 条、印西市産婦健康診査実施要綱					
対象者	市の住民基本台帳に記録されている産婦	年間想定 人数	1, 7 1 7 人			
会場	健診実施医療機関	期間・回数	産後 2 週間 1 回 産後 1 か月 1 回			
スタッフ	医療機関(委託)					
実施方法 ・ 内容	妊娠届出時に産婦健康診査受診票を交付し、産婦健康診査の受診勧奨を行う。また、産婦健康診査実施医療機関との委託契約や償還払いによって受診費用を一部助成する。					
評価視点	ストラクチャー (構造)	医療機関との委託契約締結	プロセス (過程)	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット (事業実施量)	健診受診者数	アウトカム (成果)	委託・償還件数実績		
前年度からの 改善点	前年度から引き続き、妊娠届出時に産婦健康診査の受診勧奨を行う。					
実績概要と推移 (単位：人)						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
健診受診者数 (延べ)	-	-	1, 220	1, 329	1, 333	1, 252

事業名	新生児聴覚スクリーニング検査					
目的	母子保健法第13条の規定により実施される新生児聴覚スクリーニング検査の一層の徹底のため、聴覚検査に要する費用を助成することで受診の促進を図り、聴覚障害の早期発見、適切な措置につなげる。					
法令等根拠	母子保健法第 1 3 条、印西市新生児聴覚スクリーニング検査実施要綱					
対象者	市の住民基本台帳に記録されている妊婦が出産した生後50日以内の児または市の住民基本台帳に記録されている生後50日以内の児	年間想定人数	9 4 2 人			
会場	検査実施医療機関	期間・回数	1 回			
スタッフ	医療機関(委託)					
実施方法・内容	妊娠届出時に母子健康手帳別冊（新生児聴覚スクリーニング検査受診票）を交付し、新生児聴覚スクリーニング検査の受診勧奨を行う。また、新生児聴覚スクリーニング検査実施医療機関との委託契約や償還払いによって検査費用を一部助成する。					
評価視点	ストラクチャー（構造）	医療機関との委託契約締結	プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット（事業実施量）	健診受診者数	アウトカム（成果）	委託・償還件数実績		
前年度からの改善点	前年度から引き続き、妊娠届出時に新生児聴覚スクリーニング検査の受診勧奨を行う。					
実績概要と推移（単位：人）						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
健診受診者数（延べ）	-	-	748	876	818	745

事業名	1 か月児健康診査					
目的	母子保健法第13条の規定により実施される1 か月児健康診査の一層の徹底のため、1 か月児健康診査に要する費用を助成することで受診の促進を図り、乳児の保健管理の向上につなげる。					
法令等根拠	母子保健法第13条、行政施策「母子保健医療対策総合支援事業」該当					
対象者	市に住民登録がある生後28日以上6週未満の乳児	年間想定人数	923人			
会場	健診実施医療機関	期間・回数	1回			
スタッフ	医療機関(委託)					
実施方法・内容	妊娠届出時に1 か月児健康診査受診票を交付し、1 か月児健康診査の受診勧奨を行う。また、1 か月児健康診査実施医療機関との委託契約や償還払いによって受診費用を一部助成する。					
評価視点	ストラクチャー(構造)	医療機関との委託契約締結	プロセス(過程)	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット(事業実施量)	健診受診者数	アウトカム(成果)	委託・償還件数実績		
前年度からの改善点	令和7年度新規事業					
実績概要と推移						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
健診受診者数(延べ)	-	-	-	-	-	-

事業名	多胎妊婦健康診査助成事業					
目的	多胎児を妊娠した妊婦が、標準的な妊婦健診の間に追加で受診した妊婦健康診査に要する費用の一部を助成することにより、多胎妊婦の経済的負担の軽減を図る。					
法令等根拠	母子保健法第13条、行政施策「母子保健医療対策総合支援事業」該当、印西市多胎妊婦健康診査費用助成実施要綱					
対象者	母子健康手帳の交付を受けた多胎妊婦で、追加健康診査を受診する日において市の住民基本台帳に記録されている者			年間想定人数	12人	
会場	コスモスパレット パレットⅡ			期間・回数	通年	
スタッフ	事務職員					
実施方法・内容	対象者が受診した追加の妊婦健康診査に要した費用の一部を助成する。 (1回あたり上限5,000円、1人につき5回まで)					
評価視点	ストラクチャー (構造)	医療機関との委託契約締結		プロセス (過程)	計画に沿った事業の進行	
	アウトプット (事業実施量)	助成決定者数		アウトカム (成果)	助成件数実績	
前年度からの改善点	前年度から引き続き、妊娠届出時に多胎妊婦に対し事業の案内を行う。					
実績概要と推移 (単位：件)						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
助成決定数	-	-	-	0	0	1

事業名	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業					
目的	低所得の妊婦の経済的負担を軽減するとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげる。					
法令等根拠	行政施策「母子保健医療対策総合支援事業」該当、印西市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業実施要綱					
対象者	妊婦		年間想定 人数	10人		
会場	コスモスパレット パレットⅡ		期間・回数	通年		
スタッフ	事務職員					
実施方法 ・内容	助成の決定を受けた申請者に対し、妊娠が判明した場合の初回検査費用の一部を助成する。（上限10,000円） 必要に応じて妊婦健診の受診医療機関と情報を共有し、必要な支援につなぐ。					
評価視点	ストラクチャー (構造)	医療機関との委託契約締結		プロセス (過程)	計画に沿った事業の進行	
	アウトプット (事業実施量)	助成決定者数		アウトカム (成果)	助成件数実績	
前年度からの 改善点	前年度から引き続き、妊娠届出時に事業の案内を行う。					
実績概要と推移 (単位：件)						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
助成決定数	-	-	-	-	-	2

事業名	不育症治療費等助成事業					
目的	不育症のために不育症治療等を受けた夫婦に対し、その費用の一部を助成することにより、当該夫婦の経済的負担の軽減を図る。					
法令等根拠	印西市不育症治療費等助成事業実施要綱					
対象者	婚姻している夫婦（事実婚を含む）で、以下のすべてに該当する者 （１） 夫婦の双方又は一方が、申請日において市の住民基本台帳に１年以上継続して記録されている （２） 医師から妊娠を継続する上で不育症治療等が必要と認められている （３） 不育症治療等に要した費用について、他の市区町村が実施する類似の助成を受けていない （４） 夫婦が共に市税の滞納がない		年間想定人数	３人		
会場	コスモスパレット パレットⅡ		期間・回数	通年		
スタッフ	事務職員					
実施方法・内容	保険給付の対象とならない不育症治療等に要する経費の一部を助成する。 （上限３０万円）					
評価視点	ストラクチャー（構造）	医療機関との委託契約締結	プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット（事業実施量）	助成決定者数	アウトカム（成果）	助成件数実績		
前年度からの改善点	前年度から引き続き、広報・ホームページでの周知を行う。					
実績概要と推移（単位：件）						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
助成決定数	-	-	-	-	1	4

卷末 1 印西市こども家庭センター憲章
こども家庭センター（子ども家庭課）内部規定

印西市こども家庭センター憲章

憲章作成目的

印西市こども家庭センター（子ども家庭課）は令和6年度に健康増進課の母子保健係と地域保健係、子育て支援課の児童相談係を統合して新組織として始動した。以下のこども家庭センター概要を機能的・効果的に実施するため、課職員が基本的理念として共通理解を図り、印西市のこども家庭センターとしての基本理念を継続（持続）するものとする。

【印西市こども家庭センター概要】

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関である。

○法根拠 改正児童福祉法第十条の二第二項各号、改正母子保健法第二十二条

＊印西市のこども家庭センターは母子保健法第二十二条第一号から第四号に加え、第五号も含めている。

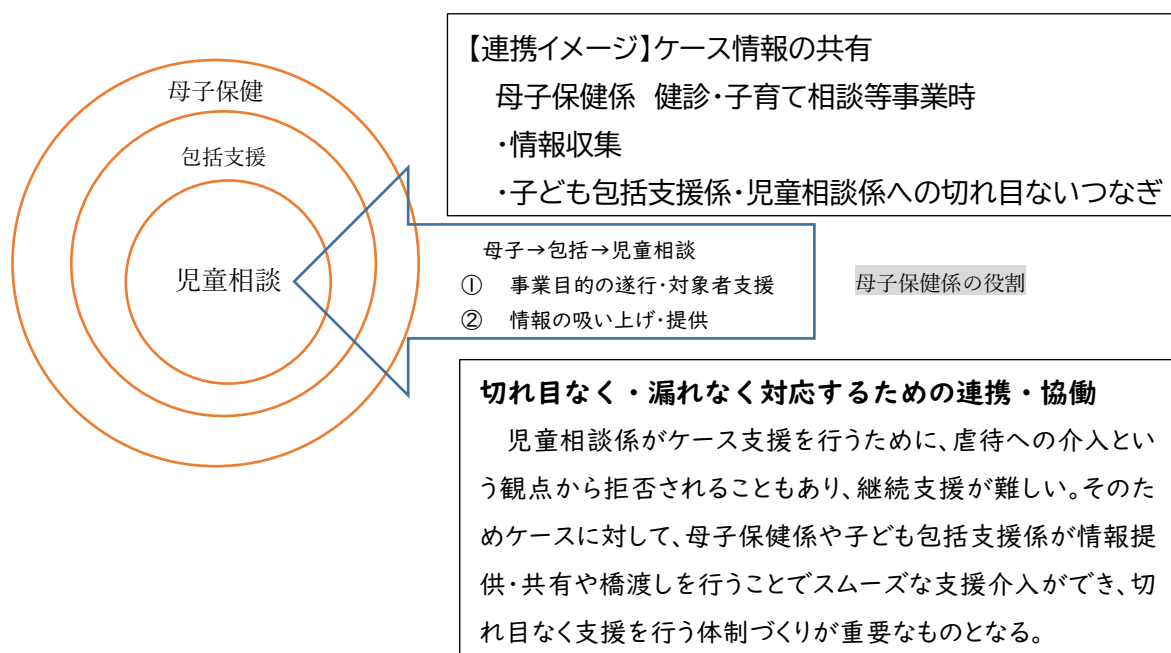
＊母子保健事業については母子保健法第二章を参照とする。

【センター理念】

・課のケースは全係のケースとし、各係の関わりを切れ目なく、重なり合いながら対応する。

・それぞれの係・職種の役割及び強み（事象対応の福祉・予測予防の保健）を尊重し、相互理解に努める。

・虐待対応は悪者探しにならないように留意し、ケースに適した支援の在り方を検討する。



【こども家庭センター長】

○センター全体の統括

こども家庭センターの創設趣旨を十分に理解し、妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、母子保健機能及び児童福祉機能の一元的な管理を行うための適切な指揮命令を行う。

【統括支援員】

○全ケースの対応（地域のすべての妊産婦・子どもとその家族）

母子保健機能及び児童福祉機能の業務の双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断をしていく。

- ・係間調整
- ・ケース対応判断 : ケースワーク ケースカンファレンス
- ・連携の推進 : 庁内連携 他機関連携

○各係の事業の検討、見直し、創生について俯瞰的視点を持ち支援する。

【ケースワーク】

1. 基本的対応

- ・ケースの状況は日々変化があるため、都度状況把握に努め、適宜最適な係・職員が協力しあいながら対応するものとする。
- ・主担当でなくとも、各係員が自分のケースとしてアセスメントし、情報共有をする。
- ・ケースにとって、担当の係がどこであるかは重要ではないことを認識し、ケースに負担なく不安を与えずに各係・担当が対応できる柔軟性を持つ。（精神的不安や個性に特性を持つケースによっては、担当職員の変更がマイナスとなると判断した時には適宜対応していく）
- ・ケース・家族・周囲（所属含めて）全体を見て、支援する
- ・事象を踏まえて予測・予防の取り組みを行う

2. 各係役割

ケース対応について：各係での関わりを切れ目なく、重なり合いながら行う

- ・母子保健係 ポピュレーションアプローチ対応（情報収取・フィードバック含む）
※ポピュレーション：ころころ相談・幼児健診・プレママ等の対象事業（事後相談）をとおした対応
- ・子ども包括支援係 ハイリスクアプローチ対応
母子保健と児童福祉の隙間を埋め、両親を円滑に動かす役割
母子保健・児童相談のケースワークのサポート
サポートプラン作成

・児童相談係

＊児童相談所との連携、情報共有

虐待ケース対応（要保護児童対策地域協議会管理ケースの進行管理）

特定妊婦ケース対応

サポートプラン・安全プラン作成

【人材育成】

課員の人材育成については必要に応じて、育成対象者に担当者（プリセプター、メンター）を設定し、係で育成を行い、統括支援員、課長（こども家庭センター長）に状況報告を行う。

＊参考評価表あり。

保存先 T:¥460 健康子ども部¥子ども家庭課¥(仮) 補佐用¥統括支援員¥現任教育

※添付資料

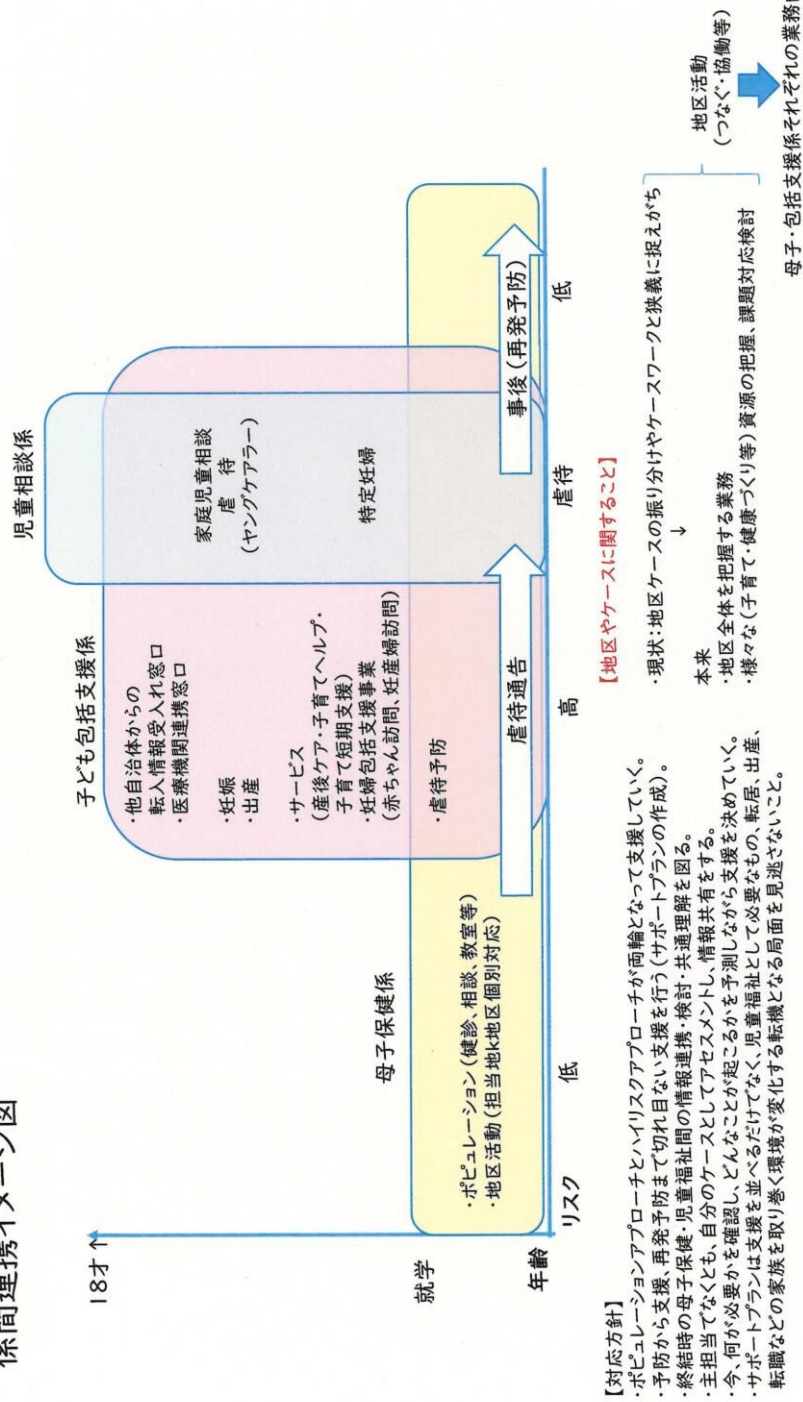
- ・資料1 ケース対応フロー
- ・資料2 係間連携イメージ図

資料1 ケース対応フロー



資料2 係間連携イメージ図

係間連携イメージ図



巻末 3 評価指標の説明

事業評価の体系

評価枠組	概要	具体的な評価の例
評価（構造） ストラクチャー	事業を実施するための仕組みや体制を評価 ・ 職員の体制 ・ 予算 ・ 施設・設備の状況 ・ 他機関との連携体制 ・ 社会資源の活用	・ マンパワーが充足している。事業に充てられる時間が確保されている。 ・ 担当者が助言を得る（相談できる）体制である。 ・ 関係者との打ち合わせ機会が確保されている。 ・ 担当者の習熟度等に頼らない仕組みが作られている。 ・ 担当窓口が周知されている。 ・ 予算が確保されている。 ・ 事業・業務の位置づけが明確化されている。
プロセス評価（過程）	事業の目的や目標の達成に向けた過程（手順）や活動状況を評価 ・ 情報収集 ・ アセスメント ・ 問題の分析 ・ 目標の設定 ・ 指導手段 ・ 事業実施者の態度 ・ 記録状況 ・ 対象者の満足度	・ 事業計画に基づく運営・活動ができている。 ・ 事業を振り返り、課題解決に結びついているかを評価し、さらに取り組むべき課題を検討している。 ・ 地域や関係者をつながり課題の共有等を行うことができている。 ・ 対象者や家族等の健康状態・生活状況・困りごとを捉え個別支援の必要な対象とその家族の全体を把握している。（個別支援） ・ 事例を振り返り、要フォローの判断が適切であったかや、支援の成果を評価している。（個別支援） ・ 地域のキーパーソンや保育園・幼稚園、小児科医、学校等と関連する情報を交換している。（個別支援）
アウトプット評価（事業量）	目的・目標の達成のために行われる事業の結果を評価 ・ 受診率・参加率 ・ 支援実施者数・率 ・ 継続支援者数・率	・ 健診受診率 ・ 事業参加者数・率 ・ 支援者数 ・ 継続支援者数
アウトカム評価（結果）	事業の目的や目標の達成度、成果の（数値目標）を評価 ・ 検査値等の変化 ・ 支援該当者、高リスク者の割合 ・ 死亡率、該当者数（率）の変化	・ 事業の目標に関する数値の変化 （単年では評価できない場合も多いが、評価指標に据え掲載することで経年的に変化を確認できる。） ・ 対象者から「事業に参加してよかった」「相談してよかった」などの声が聞かれる。 ・ 必要な社会資源が整備され利用者が増える。 ・ 生活状況等の把握が必要な対象者の面接や訪問の機会が増える。 ・ 協同、協力してくれる人が増えたり、つながりが密になり、見守り支援などができる地域の活動が活発になる。（地区活動） ・ 状況が悪化せず、見守りや支援等の体制を維持することができる。（個別支援） ・ 状況を改善させるための手立て（服薬開始、周囲の協力体制の構築等）をとることができた。（個別支援） ・ 支援が途絶えてしまう人がいない。（個別支援）

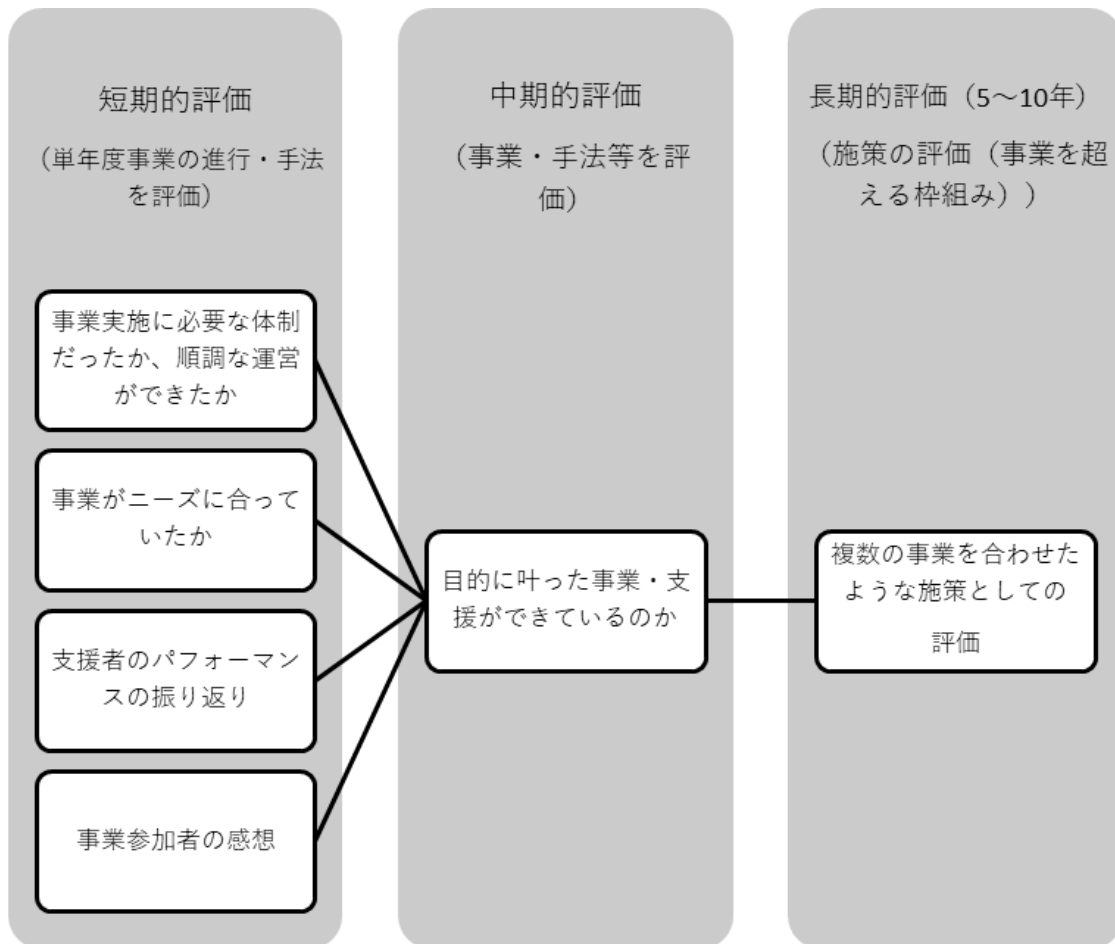
※参考：厚生労働省健康局「標準的な健診・保健指導プログラム」

「保健活動の評価指標・評価マニュアル」

平成27年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

「保健師による保健活動の評価指標の検証に関する研究」班 主任研究者 平野かよ子氏

【アウトカム評価のタイミング】



※短期的評価、中期的評価を行う中で、改善点を見つけ、PDCA サイクルを回し、有効な施策を実施していく。

